

法科大学院認証評価に関する Q & A

平成 29 年 6 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

I 総 則

Q 1	認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証するということか。	・・・	1
Q 2	機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どのような意味なのか。	・・・	1
Q 3	認証評価機関として機構が実施する評価の方針を示されたい。	・・・	1
Q 4	各法科大学院の教育活動等の特色について、どのように評価するのか。	・・・	2
Q 5	「評価基準」と「基準」との違いについて、説明願いたい。	・・・	2
Q 6	適格認定に当たって、「各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。」とあるが、満たしていない基準があったとしても、必ずしも評価基準に適合していないと判断されるわけではないということか。	・・・	2
Q 7	どのような観点から重点基準が設定されているのか。	・・・	2
Q 8	評価基準に適合しているか否かの判断について、「特に重点基準の判断結果を踏まえて行う」とはどのような意味なのか。	・・・	3
Q 9	前回の評価を機構において受けた法科大学院が、次回の評価も機構において受ける場合、前回の評価における判断結果が次回の評価の判断結果に影響するのか。	・・・	3
Q 10	他の認証評価機関において前回の評価を受けた法科大学院が、次回の評価を機構において受ける場合、他の認証評価機関の判断結果が機構における評価の判断結果に影響するのか。	・・・	3

II 評価の基準

Q 11	司法試験の合格状況は、評価においてどのように考慮されるのか。	・・・	5
Q 12	解釈指針 1－1－2－2において、司法試験の合格状況に関する指標は、「当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合」で評価することとされている。 司法試験受験資格について、当該法科大学院を修了した者のうち、当該法科大学院修了資格と予備試験合格資格の両方を有する者が生じることが考えられる。 予備試験合格資格で司法試験を受験し、司法試験に合格した者も当該法科大学院を修了している以上、当該法科大学院における教育の成果であると考えることができ、指標の対象から除外するべきではないのか。	・・・	5
Q12-2	司法試験合格率の全国平均には、予備試験合格資格による受験者の合格状況は含まれるのか。	・・・	6
Q 13	解釈指針 2－1－1－1において、「理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう」とあるが、「完結的に」とはどの	・・・	6

	ような意味か。	
Q 14	解釈指針 2-1-1-2 において必要とされる配慮とはどのようなものか。	6
Q 15	解釈指針 2-1-1-3 において必要とされる配慮とはどのようなものか。	7
Q 16	解釈指針 2-1-1-4 において、「多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導」とあるが、具体的にはどのような指導が考えられるのか。	7
Q 17	解釈指針 2-1-1-2、2-1-1-3、2-1-1-4 における「学修指導」と、基準 7-1-1 及びその解釈指針における「学習支援」はどのように異なるのか。	7
Q 18	解釈指針 2-1-2-1 において、「『適切な到達目標』とは、『共通的な到達目標モデル』が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう」とされているが、具体的にはどのような内容を示す必要があるのか。	7
Q 19	基準 2-1-3 において、4 つの科目区分にわたって授業科目が開設されていることが求められているが、法科大学院のカリキュラムが、4 つの科目区分とは異なる区分を設定している場合には、どのように整理すればよいのか。	8
Q 20	解釈指針 2-1-3-2 において、「法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目」とあるが、基本分野であれば授業内容が発展的・応用的なものであっても、法律基本科目に当たるのか。	8
Q 21	基準 2-1-3 において、授業科目の科目区分が適切でないため、科目区分を変更するよう指摘を受けた場合、それは学生が修得した又は履修している授業科目にも影響を与えるのか。	8
Q 22	解釈指針 2-1-4-1 で規定する「法律基本科目の基本分野に関する授業科目」とは具体的にはどのような内容を想定しているのか。	9
Q 23	基準 2-1-5 のただし書において、「法学未修者については、1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目の中から、別に 10 単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。」とあるが、10 単位に対応する授業科目を、カリキュラム上、あらかじめ定める必要があるのか。	9
Q 24	基準 2-1-5 において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれに区分できない授業科目はどのように取り扱えばよいのか。	9
Q 25	基準 2-1-5 において、「次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし」とあるが、ここでいう「標準」とはどのような意味か。	9
Q 26	基準 2-1-6 (1) アにおいて、「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」とあるが、授業科目の授業内容には、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者すべての内容が含まれている必	10

- 要があるか。
- Q 27 基準 2-1-6 (4) ア、イに掲げる教育内容について、選択科目として開設し、希望者のみに指導を行っている場合、基準を満たしていることとなるのか。 . . . 10
- Q 28 基準 2-1-6 (4) ア、イに掲げる教育内容を授業科目として開設した場合、基準 2-1-6 (2) で求められる 4 単位相当に含まれるのか。 . . . 10
- Q 29 解釈指針 2-1-6-1 において、「実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。」とあるが、具体的にどのような協力をすればよいのか。 . . . 10
- Q 30 基準 3-1-2 においては、法律基本科目について、「50 人を標準とすること」とあるが、解釈指針 3-1-2-1 においては、「75 人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とある。この規定の趣旨はどのようなものか（標準と許容範囲の差が大きくないか。）。 . . . 11
- Q 31 解釈指針 3-1-2-1 において、「75 人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とあるが、これは 75 人以内であれば、無条件に基準を満たしていると判断されるという意味か。 . . . 11
- Q 32 解釈指針 3-1-2-1 において、「双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置」とあるが、例えばどのような措置が考えられるか。 . . . 12
- Q 33 授業において、過去の司法試験の論文式試験や短答式試験の問題を使用することは一切認められないのか。 . . . 12
- Q 34 到達目標に設定されている内容のすべてを授業で取り上げる必要があるのか。 . . . 12
- Q 35 基準 3-2-1 (3) と基準 4-1-1 (2) において、成績評価の基準について学生への周知が求められているが、どのように異なるのか。 . . . 13
- Q 36 基準 3-2-1 (4) 「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準 7-1-1 「学習支援の体制が十分に整備されていること」の内容は重複していないか。 . . . 13
- Q 37 解釈指針 3-2-1-4 の「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる」とあるが、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。 . . . 13
- Q 38 解釈指針 3-2-1-7 や解釈指針 5-1-1-1 等、「例えば次の各号に掲げるものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示された措置をすべて実施しなければならないのか。 . . . 14
- Q 39 解釈指針 3-2-1-8 において、同一の授業科目の履修が短期に集中したり、複数の授業科目を同時期に履修したりしないよう規定されているが、具体的にどのような措置が講じられている必要があるのか。 . . . 14
- Q 40 基準 3-3-1 に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位 . . . 14

- 数の上限、また、最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。
- Q 41 基準3-3-1における履修科目登録単位数の上限36単位（最終学年は、基準3-3-1（2）により上限44単位）には、休業期間中に開講する集中講義による単位も含めるのか。・・・ 14
- Q 42 基準3-3-1（1）アの「法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3（1）に定める法律基本科目に当たる授業科目」については、履修科目登録単位数の上限36単位とは別に8単位を限度に履修登録させることができるとあるが、法学未修者2年次において、1年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合にも適用されるのか。・・・ 15
- Q 43 基準3-3-1（2）にある「基準4-2-1（1）ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目」について具体的に説明願いたい。・・・ 15
- Q 44 解釈指針3-3-1-4において、基準3-3-1で定める履修科目登録単位数の上限に原級留置となった場合の再履修科目単位数を含めている趣旨について、説明願いたい。・・・ 16
- Q 45 解釈指針3-3-1-5において規定されている長期履修制度を法学既修者についても適用することは可能か。その場合、法学既修者については標準修業年限が3年となり、履修登録可能な単位数は通常の標準修業年限3年の場合と同様に、各年次において36単位、最終年次において44単位となるのか。・・・ 16
- Q 46 基準3-3-1（1）アに該当する単位のうち8単位を限度として履修登録可能な単位数の36単位とは別に履修登録させることができるとあるが、解釈指針3-3-1-5において規定されている長期履修制度を採用した場合においても、履修登録可能な単位数の上限とは別に8単位を限度として履修登録させることができるか。・・・ 17
- Q 47 基準4-1-1（5）において、「期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。」とあるが、具体的にはどのような配慮がなされている必要があるか。・・・ 17
- Q 48 解釈指針4-1-1-2（1）において、「各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が設定され」と定めているが、これは相対評価方式を採らなければならないという意味か。・・・ 18
- Q 49 解釈指針4-1-1-2（2）において、「絶対評価方式を採る場合にあっては、授業科目間において評価の尺度が共通しており、また、教員間において尺度の設定に関する認識が共有されていることが必要である。」とあるが、具体的にはどのような点に留意すればよいのか。・・・ 18
- Q 50 解釈指針4-1-1-4にある「成績分布に関するデータ」及び「筆記試験やレポート課題等における成績評価の基準」とは、具体的にどのような内容のものを指すのか。・・・ 18
- Q 51 基準4-1-1（6）において、「再試験」を実施する際の配慮について定めているが、「再試験」制度の有無によって、評価に差が出るこ

- とはあるか。
- Q 52 解釈指針 4-1-1-6 において、「再試験を実施する場合には、期末試験における不合格者の救済措置ではないと認められる相当の理由が存在していることが必要である。」とあるが、どのような理由であれば、相当な理由と認められるのか。 . . . 19
- Q 53 基準 4-1-1 (7) において、「期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。」とあるが、具体的にはどのような理由であれば認められるのか。 . . . 19
- Q 54 基準 4-1-2 において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。 . . . 20
- Q 55 進級制は、法学未修者・既修者を問わず、すべての年次において採用されている必要があるのか。 . . . 20
- Q 56 単位不足で原級留置となった者の再履修を要する授業科目の範囲について、合格した授業科目についてはそのまま単位を認め、不合格となった授業科目についてのみ再履修をさせる制度をとっている法科大学院や、より厳格に、合格した授業科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっている法科大学院があるが、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。 . . . 20
- Q 57 解釈指針 4-1-2-2 及び解釈指針 4-2-1-2 において、「GPA 制度が活用されていることが望ましい。」とあるが、具体的にどのような内容が求められるのか。 . . . 20
- Q 58 基準 4-2-1 (1) ア、イにおいて、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとあるが、単位の認定に当たっては、どのような点に留意すればよいのか。 . . . 21
- Q 59 基準 2-1-3 において科目区分を変更する必要があると判断された場合、基準 4-2-1 (2) 及び (3) の判断結果に影響が生じるのか。 . . . 21
- Q 60 当該法科大学院において開設されていない分野又は授業科目に関する実務経験であっても、法科大学院において開講することが適切と認められる展開・先端科目の内容に該当するふさわしい実務経験であれば、これに代わる法律基本科目の履修を認めることができるか。 . . . 21
- Q 61 対象となる学生の実務経験に対応する授業科目 (2 単位) が当該法科大学院で開設されている場合に、これを超えて 4 単位までこれに代わる法律基本科目の履修を認めることができるか。 . . . 22
- Q 62 基準 4-2-2 において、修了の認定に必要な修得単位数の上限を設定している理由について、説明願いたい。 . . . 22
- Q 63 解釈指針 4-3-1-1 において、「法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法」とあるが、「適切な方法」とは具体的にどのような方法か。 . . . 22

- Q 64 解釈指針 4-3-1-4 (1) アにおいて、「教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から 6 単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。」とあるが、該当するのはどのような場合か。・・・ 2 2
- Q 65 解釈指針 4-3-1-4 において、「法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。」とあるが、法学未修者 1 年次配当の必修の法律基本科目すべてを履修免除させなければならないのか。また、1 年次配当の必修の法律基本科目に限定されるのか。・・・ 2 3
- Q 66 解釈指針 4-3-1-5 において、「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。・・・ 2 3
- Q 67 法学検定試験委員会が実施している法学既修者試験を利用して法学既修者認定を行うことはできないのか。・・・ 2 3
- Q 68 解釈指針 5-1-1-3 (2) において、「カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保すること。」とあるが、どのような授業科目が該当するのか、また、どのような機会を確保すればよいのか具体的に説明願いたい。・・・ 2 4
- Q 69 解釈指針 5-1-1-4 において、「改善に結びつける取組が法科大学院として継続的に実施されていることをいう。」とあるが、具体的にはどのようなことか。・・・ 2 4
- Q69-2 基準 9-1-2 において、「法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5-1-1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組」とあるが、具体的にはどのような事例を想定しているのか。・・・ 2 4
- Q 70 解釈指針 6-1-3-1 (3) について、今までに、身体に障害のある者による入学者選抜試験の受験希望がない場合、自己評価書にはどのように記述すればよいか。・・・ 2 5
- Q 71 入学者選抜において、法学未修者に対して旧司法試験短答式試験や論文式試験、各種資格試験の合格実績を加点事由としてよいのか。・・・ 2 5
- Q71-2 解釈指針 6-1-4-1 において、「法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。」とあるが、それぞれの能力をどのように評価しているか選考方法ごとに個別具体的に示す必要があるのか。・・・ 2 5
- Q 72 解釈指針 6-1-5-1 に規定されている「実務等の経験を有する者」の定義はあるのか。・・・ 2 5
- Q 73 基準 6-2-1 の「恒常的」とは、どのくらいか。・・・ 2 6
また、社会人向けの法科大学院など休学者が生じやすい法科大学院に対して一律の基準で評価することになるのか。

Q 74	入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数に関する客観的な指標は、評価においてどのように考慮されるのか。	・・・	2 6
Q74-2	入学定員充足率に関する指標と入学者選抜における競争倍率に関する指標の関係はどのように考えるべきか。	・・・	2 7
Q 75	基準 7-1-1 において求められる「学習支援」は、導入ガイダンスや事前学習会など、入学前に実施される「学習支援」も含まれるのか。	・・・	2 7
Q 76	正課外の補習指導を行うに当たって、特に留意しなければならないことはあるか。	・・・	2 7
Q 77	解釈指針 7-1-1-4 の「各種教育補助者」として、事務職員も含まれるのか。	・・・	2 8
Q 78	基準 7-3-1 について、現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合、当該基準に係る状況について、自己評価書にはどのように記述すればよいか。	・・・	2 8
Q 79	基準及び解釈指針に使用されている「教員」、「専任教員」とは、何を指すのか。	・・・	2 8
Q 80	第 8 章の各基準、解釈指針に規定されている必置の教員数は、現員数をもとに算出されるものか、設置基準等において定められている教員数をもとに算出されるものか。	・・・	2 9
Q 81	「実・み」の教員数については解釈指針 8-2-4-2 において上限が定められているが、その上限を超えている場合に、基準を満たさないと判断されるのか。	・・・	2 9
Q 82	基準 8-2-2 について、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）にそれぞれ専任教員が置かれていればよいということによいか。	・・・	2 9
Q 83	基準 8-2-3 における、「教育上主要と認められる授業科目」とは、具体的にどのような授業科目を指すのか。	・・・	3 0
Q 84	解釈指針 8-3-1-1 の「年間 30 単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。」とあるが、専任教員の授業負担の上限を設定している理由を説明願いたい。	・・・	3 1
Q 85	基準 8-3-2 において、「相当の研究専念期間」を必ず定めていないといけないのか。	・・・	3 1
Q 86	解釈指針 10-1-1-2 において、自習室については、「配置及び使用方法等において、十分配慮されていることが必要である。」とあるが、十分配慮されている例として具体的にはどのようなものが考えられるのか。	・・・	3 1
Q 87	解釈指針 10-1-1-3 において、「学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられていることが必要である。」とあるが、具体的にはどのような措置が講じられている必要があるのか。	・・・	3 2
Q 88	解釈指針 10-1-1-6 について、教員室とは別に教員が学生と面談できるスペースが必要なのか。	・・・	3 2
Q 89	基準 10-1-1 及びその解釈指針における「図書館」は、法科大学院が独自に保有する図書館に限定することなく、資料室や大学附属図書館も該当すると考えてよいか。	・・・	3 2

Q 90	解釈指針 10-1-1-7における「管理に参画し」とはどのような状況を指すのか。	・・・	32
Q 91	解釈指針 10-1-1-8における「通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穩安全が脅かされない環境」とはどのような状況を指すのか。	・・・	33
Q 92	基準 11-1-1において、「自ら点検及び評価を実施するための適当な体制が整備され、」とあるが、これは法科大学院独自の体制でなくとも良いか。	・・・	33
Q 93	解釈指針 11-1-1-1において、自己点検及び評価を実施するに当たり、法科大学院ではなく大学が主体となって実施する場合には、当該法科大学院の意見を聴取することが定められているが、具体的にはどのような意見を聴取する必要があるのか。	・・・	33
Q 94	解釈指針 11-1-1-2においては、適切な評価項目として、7つの項目が挙げられているが、法科大学院が自己点検及び評価を実施するに当たっては、これら7つの項目のみを評価項目として設定すればよいのか。	・・・	34
Q 95	解釈指針 11-1-1-2において、自己点検及び評価の評価項目として、「修了者の進路及び活動状況」が含まれているが、この項目を自己点検及び評価の対象としているのはなぜか。	・・・	34
Q 96	解釈指針 11-1-1-4において、自己点検及び評価の結果について外部者の検証を行うよう規定されているが、認証評価を受けることで外部評価を受けたこととなるのか。また、外部評価と第三者評価とは違うものなのか。	・・・	35
Q 97	基準 11-2-1で「適切な体制を整えた上で」とあるが、組織体制の整備が求められるのか。	・・・	35
Q 98	解釈指針 11-2-1-1において公表が求められている「法科大学院の教育研究活動等の状況」について、(1)～(12)の事項はすべて公表していなければならないのか。	・・・	35
Q 99	解釈指針 11-2-1-1(5)において公表が求められている入学者の数とは、入学者数を公表していればよいのか。	・・・	36
Q100	解釈指針 11-2-1-1において、「法科大学院の教育研究活動等の状況」について「毎年度、公表されていること」とあるが、開設してからの毎年度分の情報をすべて公表しなければならないのか。	・・・	36
Q101	基準 11-2-2の「評価の基礎となる情報」とは何か。	・・・	37
Q102	基準 11-2-2において、「適切な方法で保管されていること」とあるが、資料の保管に当たっては、紙媒体による現物の保管が求められるのか。	・・・	37

Ⅲ 評価の組織と方法等

Q103	法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。	・・・	38
Q104	評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。	・・・	38
Q105	評価結果の公表の際は、評価基準に適合しているかどうか以外に、ど	・・・	38

	のような情報が公表されるのか。	
Q106	評価基準に適合していないと判断された場合には、必ず追評価を受けなければならないのか。	38
Q107	評価結果を公表する際には、法科大学院をランク付け公表するのか。	38
Q108	教員組織調査はどのような視点から調査されるのか。	39
Q109	本評価の際に複数の基準を満たしておらず、各基準の判断結果を総合的に考慮して、評価基準に適合していないと判断された場合、本評価実施年度の翌年度、翌々年度の2カ年度に評価の対象となる基準を分けて追評価を受けることは可能か。	39
Q110	追評価の対象となる評価基準は、先の評価実施年度か、それとも、追評価実施年度か。	39
Q111	「法科大学院年次報告書」を提出しなければならない理由を説明願いたい。	39
Q112	「法科大学院年次報告書」とは具体的にどのようなものか。	40
Q113	年次報告書について、適格認定を受けられなかった場合も提出するのか。	40
Q114	年次報告書を提出した後、重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受け取った場合に、速やかに改善を行わなければ何らかの制裁措置が講じられるのか。また、どのように社会に公表されるのか。	40
Q115	次の評価を受けるまでの間提出していた年次報告書について、一度も重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受けなかった場合、次の評価では、重点基準については基準を満たしていると判断されるということか。	40

IV 自己評価書の作成

Q116	機構の評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。	41
Q117	評価の申請を行った大学が、提出期限より前に、機構に自己評価書等を仮提出した場合、内容を確認してもらうことは可能か。	41
Q118	法科大学院の「目的」は、どのくらい具体的に書けばよいのか。	41
Q119	教員組織調査に係る提出資料について、「資料4 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果（判定P可）を得た授業科目の概要が分かる資料」とあるが、当該法科大学院に採用される以前に、他の法科大学院において教員審査の結果（判定P可）を得ている場合、資料4を提出する必要があるのか。	41
Q120	期末試験等の試験問題や答案の提出を求められることはあるのか。	41
Q121	自己評価書の「基準に係る状況」は、現在の活動状況を、解釈指針の内容を踏まえて分析し、記述することとされているが、具体的にはどのように記述すればよいのか。	42
Q122	基準に係る状況については、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）。	42

- また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。
- Q123 自己評価の根拠となる資料・データ等については、本文中に記載又は別添として提出することになっているが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。 . . . 4 2
- Q124 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているが、かなり多くの資料を貼付してもかまわないのか。 . . . 4 3
- Q125 自己評価書の電子媒体を提出する際、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで自己評価書の電子媒体に貼り付けなければならないのか。 . . . 4 3
- Q126 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を貼付する箇所が複数になる場合には、どのように貼付すべきか。 . . . 4 3
- Q127 自己評価書に記述されたすべての取組や活動が、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。 . . . 4 3

V その他

- Q128 評価の検証はどのように行われているのか。 . . . 4 5
- Q129 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、説明願いたい。 . . . 4 5
- Q130 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいのか。 . . . 4 5
- Q131 自己評価担当者等に対する研修に、機構に評価の申請を行っていない法科大学院も参加することができるのか。 . . . 4 5
- Q132 「自己評価実施要項」において、「専門委員は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、」とあるが、大学は必ず推薦しなければならないのか。また、推薦しなかった場合、不利益を受けることがあるのか。 . . . 4 5
- Q133 評価部会はどのような構成なのか。 . . . 4 6
- Q134 評価担当者に対する研修はどのような内容で実施されるのか。また、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関が負担するのか。 . . . 4 6
- Q135 評価実施手引書において、機構における基準ごとの分析・調査の際に、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとあるが、判断保留のまま、評価結果が確定するのか。 . . . 4 6
- Q136 「自己評価実施要項」の「IV 評価の実施方法」の「(2) 評価方法」に記載されている、訪問調査において確認する「書面調査では確認することのできなかつた事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で収集することを想定しているのか。 . . . 4 6
- Q137 修了者が訪問調査時の面談に出席するために必要な旅費等の経費は、各法科大学院が負担するのか。 . . . 4 7

I 総 則

Q 1 認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証することか。

A 認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を意味しており、認証評価機関が当該法科大学院を認証するという意味ではありません。なお、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下「連携法」という。）第5条第2項に規定されているとおり、認証評価の結果、法科大学院評価基準（認証評価機関が独自に設定する、適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の教育の理念及び目標に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたもの。以下「評価基準」という。）に適合していると認めた場合には、認証評価機関は当該法科大学院に適格認定を与えます。

なお、「評価基準」と「基準」の違いについては、Q5を参照してください。

Q 2 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どのような意味なのか。

A 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質の保証」とは、認証評価機関として機構が設定する、適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めた評価基準に法科大学院の教育活動等の状況が適合しているかどうかを評価することを通じて、各法科大学院の教育活動等の質を保証することを意味しています。

各法科大学院の教育活動等の質は、各法科大学院の教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等（以下「目的」という。）に依拠するものであるため、認証評価（以下「評価」という。）に当たっては、教育活動等に関して各法科大学院が定める目的を踏まえて行います。

Q 3 認証評価機関として機構が実施する評価の方針を示されたい。

A 機構の評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。

- (1) 評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳細は「自己評価実施要項」の第1章「Ⅱ 評価の基本的な方針」（1ページ）をご覧ください。

Q 4 各法科大学院の教育活動等の特色について、どのように評価するのか。

A 機構の評価は、「我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資すること」を目的として実施することとしています。このため、各法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、各基準を満たしているかどうかの判断に加え、評価基準に基づいて、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）についても明らかにすることとしています。

Q 5 「評価基準」と「基準」との違いについて、説明願いたい。

A 「評価基準」は、「法科大学院評価基準要綱」にあるとおり、「連携法」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に、法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。

一方、「基準」は、法科大学院の教育活動等の状況が「評価基準」に適合しているか否かの判断を行うために、例えば、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教員組織などの項目について満たすべき要件や講じるべき措置などを具体的に定めたものです。

Q 6 適格認定に当たって、「各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。」とあるが、満たしていない基準があったとしても、必ずしも評価基準に適合していないと判断されるわけではないということか。

A 各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断しますので、満たしていない基準があることをもって、直ちに当該法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していないと判断するわけではありません。満たしていない基準があった場合においても、その状況・程度や、満たしていない基準の数及び当該基準の判断結果を含めたすべての基準の判断結果を総合的に考慮し、当該法科大学院の教育の質に重大な欠陥がないと認められるときは、評価基準に適合していると判断され、適格認定が与えられますが、評価基準に適合しているか否かの判断に当たって、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとしています。この点については、Q8も参照してください。

Q 7 どのような観点から重点基準が設定されているのか。

A 機構は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会がとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）（以下「特別委員会報告」という。）に基づき改正された「学校教育法第百十条第二項に規定する基

準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）」を踏まえて、入学者の質、修了者の質及び教育体制の確保に関する基準等を重点基準として定めています。

Q 8 評価基準に適合しているか否かの判断について、「特に重点基準の判断結果を踏まえて行う」とはどのような意味なのか。

A 重点基準は、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準であることから、重点基準を満たしていない場合、すべての基準の判断結果を総合的に考慮しても、当該法科大学院の教育の質に重大な欠陥があると判断される可能性が高いと考えられます。

もっとも、重点基準以外の基準についても、法科大学院教育の質を保証するために定められた基準であることに変わりはなく、適格認定に当たっては、重点基準に限らず、すべての基準の判断結果を総合的に考慮した上で、評価基準に適合しているか否かを判断することから、満たしていない基準が重点基準ではない場合であっても適格認定が与えられないことも考えられます。このように、重点基準以外の基準は定められた内容が満たされていなくても適格認定に影響しないというわけではありません。

Q 9 前回の評価を機構において受けた法科大学院が、次回の評価も機構において受ける場合、前回の評価における判断結果が次回の評価の判断結果に影響するのか。

A 法科大学院は、学校教育法第109条第3項等で定められているとおり、5年以内ごとに評価を受けるものとされています。

また、機構は、各法科大学院からの申請に基づき、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況について、各法科大学院において作成された自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を含む。以下「自己評価書等」という。）に基づいて評価を実施しています。

したがって、次回の評価においても、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況について、新たに作成していただいた自己評価書等に基づいて評価を行うこととなり、基本的には前回の評価における各基準の判断結果は次回の評価の判断結果に影響しません。

また、機構は、法科大学院を取り巻く状況の変化や特別委員会報告等も踏まえて、数年ごとに評価基準を改定しています。評価は、評価実施年度に適用される評価基準に基づいて実施しますので、法科大学院の教育活動等の状況が変わりがなくとも、各基準において前回と異なる判断結果となる場合もあるほか、各基準の判断結果を総合的に考慮するという点でも、以前の評価とは異なることがあります。

Q10 他の認証評価機関において前回の評価を受けた法科大学院が、次回の評価を機構において受ける場合、他の認証評価機関の判断結果が機構における評価の判断結果に影響するのか。

A Q9にもあるとおり、機構は、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況について、各法科大学院において作成された自己評価書等に基づいて評価を実施していますの

で、前回の評価を他の認証評価機関において実施し、次回の評価を機構において実施する場合においても、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況について、新たに作成していただいた自己評価書等に基づいて評価を行うこととなります。

また、機構と他の認証評価機関とは評価基準や評価方法等が必ずしも同じではないことや、他の認証評価機関における判断結果が評価実施年度の状況を反映したものではないことから、基本的には他の認証評価機関の判断結果は機構の評価の評価結果に影響しません。

ただし、書面調査において、各法科大学院が評価実施年度に作成する自己評価書等及び機構が独自に収集する資料・データ等の分析に基づいて評価を実施することとしているため、他の認証評価機関における判断結果については、後者の資料・データ等として、評価の際の参考とすることはあります。

Ⅱ 評価の基準

Q11 司法試験の合格状況は、評価においてどのように考慮されるのか。

A 司法試験の合格状況は、基準 1-1-2 を満たしているかどうかを判断する際に勘案される重要な事項であり、その具体的な指標については、解釈指針 1-1-2-2 において定められています。

解釈指針 1-1-2-2 において示されている指標（以下「本指標」という。）（１）又は（２）に該当する場合には、当該法科大学院は、基準 1-1-2 を満たさない可能性が高いものと考えられます。

この場合、本指標に該当する法科大学院は、本指標に該当した理由及び司法試験の合格状況を改善する方策について説明が求められます。その説明に基づいて、本指標に該当したことにつき、法学末修者教育や夜間開講の実施状況、司法試験の合格率の改善状況等の個別の事情を勘案し、当該法科大学院において特に考慮すべき理由があると認められる場合や、当該法科大学院が教育改善のための方策を適切に実施しており、司法試験の合格状況の改善が速やかに図られる見込みが十分にあると認められる場合など、個別の事情があると認められるときは、その他必要な事項を勘案した上で、基準 1-1-2 を満たすかどうかを判断します。

なお、この判断の結果、本指標に該当するにもかかわらず、基準 1-1-2 を満たすと認められる場合には、司法試験の合格状況について改善すべき点として指摘をします。当該法科大学院は、速やかに教育改善のための方策を実施し、司法試験の合格状況を改善するよう、強く求められます。

また、本指標に該当しない場合であっても、以下に示す指標に基づいて、改善すべき点等の指摘を行います。

- ① ５年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の２分の１に満たない年度がある場合には、合格状況の改善の傾向や個別の事情を踏まえた上で、留意すべき点として指摘をします。
- ② ５年の評価期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の２分の１に満たない年度が２回以上ある場合には、合格状況の改善の傾向や個別の事情を踏まえた上で、改善すべき点として指摘をします。

Q12 解釈指針 1-1-2-2 において、司法試験の合格状況に関する指標は、「当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合」で評価することとされている。

司法試験受験資格について、当該法科大学院を修了した者のうち、当該法科大学院修了資格と予備試験合格資格の両方を有する者が生じることが考えられる。

予備試験合格資格で司法試験を受験し、司法試験に合格した者も当該法科大学院を修了している以上、当該法科大学院における教育の成果であると考えることができ、指標の対象から除外すべきではないのではないか。

A 機構の評価では、法務省発表資料を客観的な根拠資料として司法試験の合格状況を確認しています。法務省発表資料では、受験者が選択した受験資格に基づき合格状況が発表されています。このため、当該法科大学院を修了した者のうち、予備試験合格資格で司法試験を受験し、合格した者がどの法科大学院修了者であるか客観的な根拠資料から明らかにすることが困難であり、また、全法科大学院の平均の割合を機構が独自に算出することは、事実上不可能であります。

したがって、評価基準における客観的な数値指標としては、法務省発表資料から確認可能な当該法科大学院修了資格に基づく指標としています。

しかしながら、本基準の判断に際しては、当該指標だけではなく、「個別の事情」の存否や、「学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）」その他必要な事項」を勘案しますので、その際に適当と判断する場合には、予備試験合格資格で司法試験に合格した者の数等について考慮することがあります。したがって、当該法科大学院を修了した者のうち、予備試験合格資格で司法試験を受験し、合格した者がいることが、客観的な根拠資料によって明らかな場合には、それを含めて自己評価を行ってください。

Q12-2 司法試験合格率の全国平均には、予備試験合格資格による受験者の合格状況は含まれるのか。

A 解釈指針1-1-2-2において「当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合」と規定していることから、予備試験合格者を除いて全国平均を算出することになります。

Q13 解釈指針2-1-1-1において、「理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう」とあるが、「完結的に」とはどのような意味か。

A 法科大学院が法曹養成制度における中核的な教育機関であることに鑑みれば、法科大学院の教育課程は、司法修習を経れば、法曹として必要な質と能力を修得させることができるように編成されている必要があります。

したがって、法科大学院の教育が学部法学教育を前提とした6年一貫のような法曹養成課程となっていることは適当ではなく、また、例えば、法科大学院の授業科目が法学部と合同で実施されていたり、法学部等での履修状況に応じて、法科大学院の一部授業科目の履修が免除されていたりするような場合や学部生に法科大学院開講授業科目の履修を許可し、修得単位を入学後に認定することなどは、学部での法学教育との関係が明確にされているとはいえず、法科大学院の教育課程が完結的に編成されているとはいえないと考えられます。

また、学生に対して、予備校の受講を組織的に支援するなどの取組についても、教育課程における完結性の点で重大な問題があると考えられます。

Q14 解釈指針2-1-1-2において必要とされる配慮とはどのようなものか。

A 飛び入学者を法学既修者として認定する場合、各法科大学院によって認定の時期や対象とする科目等が異なることが考えられます。カリキュラム編成及び学修指導の際に、

法学既修者の認定内容に即した配慮を求めているものであり、飛び入学者だけのために別建てのカリキュラムを編成することまでは求めています。

Q15 解釈指針 2-1-1-3 において必要とされる配慮とはどのようなものか。

A 解釈指針 2-1-1-1 にあるとおり、教育の理念及び目標を達成するために、法科大学院の教育課程は、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている必要があります。

とりわけ 3 年次に転入学を認める場合には、法科大学院の標準修業年限が 3 年であることに鑑み、最終年次に転入学を認める必要性、通常の入学者と比較し、転入学者に対してどのような教育上の配慮がされているかなどについて確認することとなります。

Q16 解釈指針 2-1-1-4 において、「多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導」とあるが、具体的にはどのような指導が考えられるのか。

A 法科大学院においては、多様なバックグラウンドを持つ法曹を養成する観点から、社会人や他学部出身者など、実務において多様な経験を積んだ者や法学を全く学んだことのない者であっても、法曹として必要な質と能力を修得できるような教育を実施することが求められています。

そのためには、例えば、法学未修者が法学教育の学習を円滑に進めることができるよう、授業の実施に当たっては、導入的な内容から始め、基本的な考え方を理解させた上で、徐々に授業のレベルを上げていくような授業計画とすることなどが考えられます。

また、社会人など、標準修業年限（3 年）で修了することが難しい学生に対応するため、長期履修制度を導入することや、昼間の授業に出席することが難しい学生に対応するため、夜間コースを導入することなどの取組が考えられます。

Q17 解釈指針 2-1-1-2、2-1-1-3、2-1-1-4 における「学修指導」と、基準 7-1-1 及びその解釈指針における「学習支援」はどのように異なるのか。

A 解釈指針 2-1-1-2、2-1-1-3、2-1-1-4 における「学修指導」は、学修を行うに当たっての指導を指します。これに対し、基準 7-1-1 及びその解釈指針における「学習支援」は、履修指導、学習相談、各種の助言等を含むものを指します。

Q18 解釈指針 2-1-2-1 において、「『適切な到達目標』とは、『共通的な到達目標モデル』が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した目標をいう」とされているが、具体的にはどのような内容を示す必要があるのか。

A 個々の授業科目において、学生に何を学ばせ、何をもちて達成度を評価するかなどの学生が修得すべき知識・能力の内容・水準といった当該授業科目の狙い、コンセプトのようなものが概括的に示されている必要があります。

Q19 基準 2-1-3 において、4つの科目区分にわたって授業科目が開設されていることが求められているが、法科大学院のカリキュラムが、4つの科目区分とは異なる区分を設定している場合には、どのように整理すればよいか。

A 基準 2-1-3 は、4つの科目区分（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に当たる授業科目の開設と、その教育内容について定め、各授業科目がその教育内容に応じて適切な科目区分に従って開設されていることを求めています。

したがって、法科大学院のカリキュラムが、4つの科目区分とは異なる区分を設定している場合においても、機構の評価の際には、各授業科目について、実質的に4つの科目区分に位置付けられるものであるかぎり、その教育内容に応じて4つの科目区分のいずれかに適切に整理する必要があります。例えば、法科大学院において、「演習科目」という科目区分を設定している場合、個々の授業科目の教育内容に応じて4つの区分に整理してください（例えば、「民法演習1」など法律基本科目の内容を取り扱うものであれば法律基本科目に、「実務刑事訴訟演習」など法律実務基礎科目の内容を取り扱うものであれば法律実務基礎科目に整理してください。）。

Q20 解釈指針 2-1-3-2 において、「法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目」とあるが、基本分野であれば授業内容が発展的・応用的なものであっても、法律基本科目に当たるのか。

A 授業科目が法律基本科目に当たるかどうかは、授業内容が基礎的なものか、発展的・応用的なものかに関わらず、当該授業科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関するものであるかを基本として、その実質的内容や到達目標等について、シラバス、レジュメ、試験内容などの資料を基に判断されることになります。

したがって、例えば、「現代契約法」という授業科目が、民法の基本分野である契約法を対象とする場合は、その内容が発展的・応用的な問題を取り扱うものであっても、法律基本科目に当たると判断される可能性があると考えられます。逆に、同じ名称の授業科目が、比較法的な見地から契約法理論の在り方を考えるものなど、民法の解釈理論の枠を超えて、新しい契約法の在り方を探究するような内容である場合には、法律基本科目ではなく、展開・先端科目に当たると判断される可能性があると考えられます。

Q21 基準 2-1-3 において、授業科目の科目区分が適切でないため、科目区分を変更するよう指摘を受けた場合、それは学生が修得した又は履修している授業科目にも影響を与えるのか。

A 学生は、当該法科大学院が定めたカリキュラムに従って、履修登録や単位を修得するものであることから、機構が科目区分について変更の必要性を指摘する場合においても、学生が修得した単位及び履修している授業科目に影響を与えるものではありません。

Q22 解釈指針 2-1-4-1 で規定する「法律基本科目の基本分野に関する授業科目」とは具体的にはどのような内容を想定しているのか。

A 例えば、家族法に関する授業科目を選択科目とするなど、法学未修者が履修することなく修了することを可能とするカリキュラムは、民法に関する分野の授業科目を体系的に編成したカリキュラムであるとはいえず、法曹養成機関である法科大学院のカリキュラムとして適切ではないと考えられます。

なお、導入科目を選択科目とすることを排除する趣旨ではありません。

Q23 基準 2-1-5 のただし書において、「法学未修者については、1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目の中から、別に 10 単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。」とあるが、10 単位に対応する授業科目を、カリキュラム上、あらかじめ定める必要があるのか。

A 当該基準においては、法学未修者 1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目について、法律基本科目の必修総単位数の上限とは別に 10 単位を限度として必修又は選択必修とすることができると定めているに過ぎませんので、具体的にどの授業科目が当該基準のただし書の 10 単位に対応するかを、カリキュラム上、あらかじめ定める必要はありません。

また、当該基準のただし書を適用するに当たっては、法学未修者 1 年次及び 2 年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることを踏まえ、法律基本科目以外の科目を軽視することにならないよう留意するとともに、必修単位数を増加させることによって、学生の自学自習が阻害されることにならないよう配慮することが必要です。

Q24 基準 2-1-5 において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれに区分できない授業科目はどのように取り扱えばよいのか。

A 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系のそれぞれに明確に区分できない授業科目（例えば、公法系と民事系とを融合した内容で構成される授業科目）については、実質的な内容から判断して各系に区分整理することが必要となります。ただし、各系に区分整理することが困難な場合は、法律基本科目の中で、3つの系とは別に整理してください。

Q25 基準 2-1-5 において、「次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし」とあるが、ここでの「標準」とはどのような意味か。

A 当該基準における「標準」とは、各法科大学院が法律基本科目の必修単位数を定める際に、これを上回ることも下回ることもあり得ることを前提として定められたものです。ただし、法律基本科目の必修単位数の上限については、同基準において別途定められており、また、下限については、基準 4-2-1（2）において、修了に必要な修得単位数が設定されていることから、この範囲内で必修単位数を定める必要があります。

Q26 基準 2-1-6 (1) アにおいて、「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」とあるが、授業科目の授業内容には、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者すべての内容が含まれている必要があるか。

A 当該基準 (1) アにおいて求められている授業科目には、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者すべての内容が含まれていることが必要であると考えられます。

したがって、例えば、弁護士倫理のみを授業内容とするだけでは十分ではなく、裁判官及び検察官倫理についても、授業内容に含まれている必要があります。

ただし、一つの授業科目において法曹三者すべての内容を取り扱う必要はなく、複数の必修授業科目に分けて、法曹三者それぞれの内容を取り扱っていても構いません。

Q27 基準 2-1-6 (4) ア、イに掲げる教育内容について、選択科目として開設し、希望者のみに指導を行っている場合、基準を満たしていることとなるのか。

A 法情報調査及び法文書作成の指導方法については、独立した授業科目として開設する場合や法律基本科目等の各授業科目の中で指導が行われる場合、また、単位は与えられないが、ガイダンスなどで指導が行われる場合等が考えられますが、いずれの場合についても、すべての学生に対して当該基準 (4) ア、イに掲げる教育内容について指導が行われていることが必要です。

したがって、例えば、選択科目として開設し、希望者のみに指導を行っている場合は、基準を満たしていないと考えられます。

Q28 基準 2-1-6 (4) ア、イに掲げる教育内容を授業科目として開設した場合、基準 2-1-6 (2) で求められる 4 単位相当に含まれるのか。

A 当該基準 (2) のア～オは例示であって、それに限るものではないことから、法情報調査及び法文書作成について、独立した授業科目として開設されており、その授業内容が「その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容」であり、かつ必修又は選択必修とされているのであれば、当該基準 (2) で定める 4 単位相当に含まれます。

また、当該基準 (4) の内容は、Q27にあるとおり、すべての学生に対して指導が行われていることが必要であることから、選択必修として開設されている場合には、当該授業科目を選択していない学生に対して、他の授業科目の中で指導が行われていることが必要となります。

なお、当該基準 (2) にあるとおり、当該基準 (1) に掲げる内容の授業科目は含まれませんので、このことに留意する必要があります。

Q29 解釈指針 2-1-6-1において、「実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。」とあるが、具体的にどのような協力をすればよいのか。

A 法律実務基礎科目の授業内容を定め、それを実施するに当たっては、実務家教員のみが携わるのではなく、研究者教員との意思疎通が図られることによって、より効果的な

教育が実施されと考えられます。解釈指針2-1-6-1における協力の在り方として、例えば、実務家教員と研究者教員による共同授業の実施や、授業内容の決定やカリキュラムの作成時における両者の協議などが考えられます。

Q30 基準3-1-2においては、法律基本科目について、「50人を標準とすること」とあるが、解釈指針3-1-2-1においては、「75人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とある。この規定の趣旨はどのようなものか（標準と許容範囲の差が大きくないか。）。

A 法律基本科目について、基準3-1-2において50人を標準とすることを定めているのに対して、解釈指針3-1-2-1によれば、75人を超えていない場合には、原則として標準の範囲外であるとまではいえないこととなりますが、これは、入学者数が入学定員を上回ることや、原級留置者や再履修をする学生が出てくるなどの可能性があることから、ある程度弾力性を持たせる必要があることを考慮したものです。

ここでの「標準」は、基準2-1-5における法律基本科目の開設単位数の「標準」とはやや意味が異なり、50人よりも少ない人数で行われることは、少人数教育の観点から、むしろ原則として望ましいと考えられます（ただし、極端に少ない場合は、履修者相互の多方向的な議論ができるかどうかの観点から、人数が適切かどうかを評価することとなります。）。

なお、法律基本科目以外の科目については、授業の内容・方法等が科目により多様であることから、具体的な標準人数を挙げることは困難ですが、解釈指針3-1-1-1において、すべての授業科目について、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われることが求められていることから、法律基本科目以外の科目についても、同時に授業を行う学生が適切な規模に維持されることが求められます。

Q31 解釈指針3-1-2-1において、「75人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とあるが、これは75人以内であれば、無条件に基準を満たしていると判断されるという意味か。

A Q30にもあるとおり、法律基本科目の受講学生数の標準を50人としつつ、75人まで許容範囲を広げている趣旨は、原級留置者や再履修をする学生が出てくるなどの可能性に配慮するものであることから、75人以内であれば無条件に基準を満たしていると判断されるものではありません。

法科大学院教育が少人数教育を基本としていることに鑑み、教育の理念及び目標の達成状況が必ずしも十分ではないにもかかわらず、法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、恒常的に50人を相当数上回る状況で授業が行われている場合には、学生数が仮に75人以内であったとしても、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われ、50人を標準とする授業と同じ効果が確保されているか否かについて確認をすることが考えられます。

Q32 解釈指針 3-1-2-1 において、「双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置」とあるが、例えばどのような措置が考えられるか。

A 例えば、質問を順番を決めずに行ったり、授業の進行を補助するアシスタント等を配置したり、グループに分けて討論を行わせる時間を設けるなどの工夫により、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施することが可能であると考えられます。

Q33 授業において、過去の司法試験の論文式試験や短答式試験の問題を使用することは一切認められないのか。

A 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が取りまとめた「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のために～」(平成19年12月18日)にも提言されているとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜によるのではなく、法科大学院における理論と実務を架橋する法学専門教育と、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものであることから、例えば、司法試験での解答の作成方法を修得させようとする技術的指導や問題点の理解を伴わない機械的な暗記を助長する教育など、司法試験対策に偏った教育を法科大学院において実施することは適切ではないと考えられます。

しかし、実際の授業において、法曹として必要な論述能力を涵養するため、各教員が作成した事例問題や過去の司法試験の問題などに基づき論文を作成させ、効果的な添削指導を行うことが、教育上適切かつ必要な場合もあると考えられます。同じく、法曹に必要な基礎的知識が定着できているかを確認するため、授業において、あるいは授業の事前事後の学修において過去の司法試験の短答式問題等を利用することが教育上必要な場合もあると考えられます。

したがって、授業において、司法試験の問題等を利用することが、直ちに司法試験の受験指導に偏重するものであるとは言えず、実際に行われている指導が適切な授業方法であるか否かの判断に当たっては、具体的な実施形態、教育課程全体における位置付けなどとの関連で総合的に判断するべきものであると考えられます。

当機構の評価においても、基準2-1-1及び基準3-2-1において、教育課程の編成及び授業の方法を調査・分析する際には、上記の観点から、解釈指針3-2-1-5を踏まえて、法科大学院の教育が司法試験の受験指導に偏重していないかどうかを確認することとしています。

Q34 到達目標に設定されている内容のすべてを授業で取り上げる必要があるのか。

A 基準3-2-1(2)の分析では、授業の実施に当たり、授業で直接取り上げない事項について適切に学習指導が実施されているかを確認することになります。

したがって、とりわけ、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目については、「共通的な到達目標モデル」に示されたすべての事項を授業で取り上げなければならないわけではなく、授業で取り上げる内容と自学自習に委ねる内容が適切に振り分けられ、自

学自習の指示が適切にされているかを確認することになります。ただし、当該科目の基本分野に該当する内容のほとんどが自学自習に委ねられていたり、自学自習になじまないような内容が授業で取り上げられていなかったりすると到達目標を達成することができず状況ではないと考えられます。

Q35 基準3-2-1(3)と基準4-1-1(2)において、成績評価の基準について学生への周知が求められているが、どのように異なるのか。

A 基準3-2-1(3)においては、学生が授業科目を履修する際に当該授業科目の詳細をあらかじめ知っておく必要があるため、各授業科目について、どのような考慮要素（筆記試験、レポート、授業への参加態度等）をどの程度評価する（考慮要素の割合）のかを、あらかじめ学生に周知することが必要であることを定めているのに対し、基準4-1-1(2)においては、法科大学院全体として、成績評価を客観的かつ厳正なものとして行うため、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針を設定し、かつ、各授業科目について、成績評価における考慮要素を何らかの形（履修要項、シラバス等）であらかじめ明確に示すことが必要であることを定めています。

Q36 基準3-2-1(4)「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準7-1-1「学習支援の体制が十分に整備されていること」の内容は重複していないか。

A 基準3-2-1(4)は、各授業科目において授業時間内における学習と授業時間外における学習との連携が適切に図られているかについて定めたものであるのに対し、基準7-1-1は、法科大学院教育全体に関する学習支援体制が十分に整備されているかについて定めたものです。

Q37 解釈指針3-2-1-4の「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる」とあるが、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。

A 授業科目によっては、双方向的又は多方向的な討論の程度に差があることは否定できず、その内容を一律に定めることは困難であると考えられます。このため、評価に当たっては、各法科大学院の状況を踏まえ、自己評価書の分析を行うほか、訪問調査において実際に授業を傍聴し、それらの結果を総合的に考慮して、基準を満たしているかどうかを判断することとしています。

また、法科大学院教育においては、単に知識を詰め込むだけの教育から脱却して、創造的な思考力、法的分析能力、法的議論能力等を涵養することが求められており、どのような授業科目であっても、一方的な講義形式、すなわち教員が教壇から一方的に講義を行い、学生は受動的にノートをとることに終始するという授業形式とならないように工夫することが必要であると考えられます。

なお、法学末修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、2年次以降の学修の前提となる法的思考力を身につけることが重要であることから、法律基本科目の授業科目については、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義

形式を中心とする授業方法による可能性を含めて工夫を図っていく必要があると考えています。

Q38 解釈指針 3-2-1-7 や解釈指針 5-1-1-1 等、「例えば次の各号に掲げるものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示された措置をすべて実施しなければならないのか。

A 解釈指針 3-2-1-7 等を示した事項はあくまで例示であり、例示された措置をすべて実施することを求めているものではありません。また、例示以外の措置を排除しているわけでもありません。例えば、解釈指針 3-2-1-7 であれば、「学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置」に資するよう例示に準じた措置がとられていることが必要です。

Q39 解釈指針 3-2-1-8 において、同一の授業科目の履修が短期に集中したり、複数の授業科目を同時期に履修したりしないよう規定されているが、具体的にどのような措置が講じられている必要があるのか。

A 例えば、ある授業科目を 1 日 5 コマ、3 日間で実施するなど、各授業科目の授業時間割や講義日程が、極端に短い期間で実施されたり、同じ日に多数の連続授業が行われている場合は、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されていないと考えられます。

また、一の授業科目の講義日程に過密がなかったとしても、複数の集中講義を同時期に開講することによって、学生の履修によっては短期間に授業が集中することが考えられ、集中講義の開講数にも留意する必要があります。

集中講義を実施する場合には、これらの点を踏まえ、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要であるとしています。

Q40 基準 3-3-1 に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限、また、最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。

A 原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限は、原級留置となった年次の履修科目登録単位数の上限に従います。これは、最終年次についても同様であり、最終年次において原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限は、基準 3-3-1 (2) により 44 単位となります。

なお、原級留置となった場合の再履修科目単位数は、解釈指針 3-3-1-4 により履修科目登録単位数の上限に含まれることに留意する必要があります。

Q41 基準 3-3-1 における履修科目登録単位数の上限 36 単位（最終学年は、基準 3-3-1 (2) により上限 44 単位）には、休業期間中に開講する集中講義による単位も含めるのか。

A 基準 3-3-1 に定める上限単位数は、解釈指針 3-3-1-1 のとおり、原則とし

て、開講時期の如何を問わず、すべて履修科目登録単位数の上限に含めます。

したがって、通常の授業時期以外に開講される集中講義、実習の授業科目、リサーチ・ペーパー等の履修科目登録単位数も含めて上限を36単位とすることを原則としています。

Q42 基準3-3-1(1)アの「法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目」については、履修科目登録単位数の上限36単位とは別に8単位を限度に履修登録させることができるとあるが、法学未修者2年次において、1年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合にも適用されるのか。

A 当該基準(1)は、平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」において、法学未修者が法律基本科目を重点的に学ぶことを可能とする観点から、法学未修者1年次及び2年次において法律基本科目を増加させた場合には、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第7条において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については、1年につき36単位が標準とされているところ、44単位程度まで標準の範囲内であると通知されたことに対応するため設けています。

したがって、進級が認められた場合の再履修科目の単位数については、解釈指針3-3-1-3により、解釈指針3-3-1-4で定める、「ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとしてすることができる。」が適用されます。

なお、基準3-3-1(2)で「いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない」と規定していますので、このことに留意する必要があります。

Q43 基準3-3-1(2)にある「基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目」について具体的に説明願いたい。

A 前半の「法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目」に該当するのは、1年次配当の必修の法律基本科目であるが、法学既修者認定試験の対象に含まれず、法学既修者が修得したものとみなされる単位数に含まれていない授業科目であるか、又は、法学既修者認定試験において、総合的な法的な能力の判定を行うことを目的として出題範囲に含まれているが履修免除の対象としておらず、法学既修者が修得したものとみなされる単位数に含まれていない授業科目です。

後半の「法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目」に該当するのは、法学既修者認定試験において、全体として優秀な成績を修め、法学既修者として認定することが有益であると認められる場合において、一部の試験科目(例えば「商法」)が合格最低点を下回っており、その授業科目(「商法」)の履修免除が認められず、入学後に履修することが義務づけられる授業科目です。

Q44 解釈指針 3-3-1-4において、基準 3-3-1で定める履修科目登録単位数の上限に原級留置となった場合の再履修科目単位数を含めている趣旨について、説明願いたい。

A 基準 3-3-1 で定めている履修科目登録単位数の上限設定の趣旨・目的とは、中教審答申にもあるとおり、学生の事前事後の学習を前提とした双方向、多方向的な密度の高い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目の履修を防止することにあります。このため、再履修科目単位数についても、あらためて十分な事前事後の学習を行うことが必要であると考えられることから、履修科目登録単位数の上限に含めることが適当と考えています。

したがって、原級留置となった場合においては、再履修科目単位数を履修科目登録単位数の上限に含めることとしています。

ただし、進級が認められた年次において、再履修科目単位数が履修科目登録単位数の上限に含まれることにより、進級が認められた年次（最終年次を除く）に配当される授業科目の履修選択の幅が狭まるのを避けるため、4単位を限度として履修科目登録単位数の上限に算入しないものとすることができます。

なお、最終年次においては、既にそれまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修科目登録単位数の上限を44単位に設定していることから、すべての再履修科目単位数を履修科目登録単位数の上限に含めることとしています。

Q45 解釈指針 3-3-1-5において規定されている長期履修制度を法学既修者についても適用することは可能か。その場合、法学既修者については標準修業年限が3年となり、履修登録可能な単位数は通常の標準修業年限3年の場合と同様に、各年次において36単位、最終年次において44単位となるのか。

A 3年を超える標準修業年限を定めた場合においても、基準 4-2-1（1）ウで規定する法学既修者として在学期間を1年短縮することは可能です。

例えば、標準修業年限を4年とする長期履修制度を定める法科大学院が法学既修者の在学期間を1年短縮することを認め、在学期間を3年とすることが可能となります。この場合、法学既修者として在学期間を1年短縮することが認められるのであり、あくまでも標準修業年限は4年となります。

したがって、各年次における履修登録可能な単位数は、「36を標準修業年限数（この例でいうと4年）で除した数に3を乗じて算出される数の単位」となります。すなわち、 $(36 \div 4) \times 3 = 27$ 単位が履修登録可能な単位数の上限となります。同様に、最終年次における履修登録可能な単位数は、「44を標準修業年限数（この例でいうと4年）で除した数に3を乗じて算出される数の単位」となります。すなわち、 $(44 \div 4) \times 3 = 33$ 単位が履修登録可能な単位数の上限となります。

Q46 基準3-3-1(1)アに該当する単位のうち8単位を限度として履修登録可能な単位数の36単位とは別に履修登録させることができるとあるが、解釈指針3-3-1-5において規定されている長期履修制度を採用した場合においても、履修登録可能な単位数の上限とは別に8単位を限度として履修登録させることができるか。

A 基準3-3-1(1)アの規定は、平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」において、法学未修者が法律基本科目を重点的に学ぶことを可能とする観点から、法学未修者1年次及び2年次において法律基本科目を増加させた場合には、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第7条において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については、1年につき36単位が標準とされているところ、44単位程度まで標準の範囲内であると通知されたことに対応するため設けています。

しかしながら、3年を超える標準修業年限を定めている場合には、標準修業年限が3年の場合と比較し、履修登録可能な登録単位数の上限が少なくなっていることを考えると、増加させることが可能な単位数を標準修業年限3年の場合と同様、1年次及び2年次に限定することは過大であるとも考えられます。

例えば、標準修業年限を4年とする長期履修制度を定める法科大学院の場合、基準3-3-1(1)アに規定する8単位を、1年次又は2年次に6単位、3年次に2単位と振り分けることも可能であると考えます。

したがって、長期履修制度を採用している法科大学院において履修登録単位数の上限とは別に基準3-3-1(1)アに規定する単位を1年次又は2年次のみならず3年次に増加させることも可能となりますが、制度の趣旨を踏まえ、3年次に集中して単位数を増加させることは適切ではありません。

なお、長期履修制度を採用している法科大学院において、1年次にのみ8単位増加させることを否定するものではありません。

Q47 基準4-1-1(5)において、「期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。」とあるが、具体的にはどのような配慮がなされている必要があるか。

A 成績評価が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われるべきものであるとの観点から、期末試験を実施するに当たっては、試験の方法に応じて様々な配慮が必要であると考えられます。

その中でも、成績評価者の恣意等を避けるため、匿名性を適切に確保することも重要な方法の一つであると考えられます。その方法としては、学生の答案を採点者に交付する時点で、学生番号・氏名欄を見せないようにする答案用紙の様式や綴り方の工夫等が考えられます。もっとも、少人数のクラスにおいては匿名性を確保する措置を講じてもその効果が期待できない場合もあるなど、匿名性を確保することが適切な配慮に当たるかどうかは各法科大学院の状況によるものと考えられます。したがって、期末試験の実施方法についての適切な配慮については、各法科大学院の状況を考慮の上、評価することとなります。

また、筆記試験における教科書や参考書、ノートなどの持ち込みを認めることにより、

受験者の成績が受験者の学習の成果を的確に反映することができないものとなるような
期末試験の実施方法は、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評
価の観点から適切でないと考えます。

Q48 解釈指針 4-1-1-2 (1) において、「各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針が設定され」と定めているが、これは相対評価方式を採用しなければならないという意味か。

A 当該解釈指針において「各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な
な方針」の設定が求められていますが、これは、絶対評価方式を採用することを否定するも
のではありません。

しかし、絶対評価方式を採用する場合にあっては、科目間において、また教員間において、
絶対評価の尺度が十分に共有されていることが重要であると考えられます。

**Q49 解釈指針 4-1-1-2 (2) において、「絶対評価方式を採用する場合にあっては、
授業科目間において評価の尺度が共通しており、また、教員間において尺度の設定に
関する認識が共有されていることが必要である。」とあるが、具体的にはどのような
点に留意すればよいのか。**

A 成績評価に当たり、絶対評価方式を採用場合は、授業科目に対して求められる最小限
度の到達度にどのような評点を与えるかなど、授業科目間において評価の尺度が共通さ
れている必要があります。

また、恣意的な評価を避けるために、教員間においても尺度の設定に関する認識を共
有するなど、法科大学院として組織的に成績評価基準を設定することを求める趣旨によ
るものです。

**Q50 解釈指針 4-1-1-4にある「成績分布に関するデータ」及び「筆記試験やレポ
ート課題等における成績評価の基準」とは、具体的にどのような内容のものを指すの
か。**

A 「成績分布に関するデータ」とは、成績の各ランクに学生が何人存在しているか、又
はその割合を示すデータを指します。学生はこのデータを告知されることにより、自分
の成績が全体の中でどれくらいの位置にあるかを把握することができます。

「筆記試験やレポート課題等における成績評価の基準」とは、筆記試験答案、レポ
ート等を採点する際に、どのような点について言及されていれば、得点を与えるのかとい
った採点のポイントになるものを指します。学生は、この成績評価の基準を確認するこ
とにより、自分の答案に何が足りなかったのか把握することができ、試験終了後の学修
をより効果的なものにすることができると考えられます。

なお、採点基準においては、言及されるべき論点を網羅し、それについての配点を示
すことまで求めるものではありません。

Q51 基準4-1-1(6)において、「再試験」を実施する際の配慮について定めているが、「再試験」制度の有無によって、評価に差が出ることはあるか。

A 機構の評価は、「再試験」制度そのものを否定するものではなく、「再試験」制度の有無によって、評価に差が出ることはありません。

ただし、当該基準において、厳正で客観的な成績評価が行われていることを求めていることから、「再試験」が実施されている場合にも、当該基準(6)にあるように、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていることが必要となります。

したがって、「再試験」の実施が本試験における成績不良者の救済措置となっていると認められる場合には、厳正で客観的な成績評価の視点から適切でないと判断されることとなります。

Q52 解釈指針4-1-1-6において、「再試験を実施する場合には、期末試験における不合格者の救済措置ではないと認められる相当の理由が存在していることが必要である。」とあるが、どのような理由であれば、相当な理由と認められるのか。

A 再試験の実施に当たっては、客観的にみて不合格者の救済措置でないことが必要となります。例えば、期末試験において実施された筆記試験と比較し、再試験の出題範囲、問題の分量が異なっていることは適切であるとはいえません。同様に、試験問題のレベルが異なっていたり、期末試験と類似する出題がなされていることも適切ではありません。さらに、期末試験において論述形式を採用しているにもかかわらず、再試験において短答形式を採用するなど、問題の形式や難易度が大きく変わるような試験方法の変更を伴う場合も適切であるとはいえません。

したがって、期末試験と再試験の比較において試験問題の質・量が異なる場合は、相当な理由が存在しているとは認められないものと考えられます。

Q53 基準4-1-1(7)において、「期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。」とあるが、具体的にはどのような理由であれば認められるのか。

A 法科大学院の成績評価では、基準4-1-1(1)にあるとおり、「各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。」が求められています。

また、大学設置基準第27条において、「大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。」と規定されており、成績評価に当たっては、試験を実施することが原則であると考えられます。

授業での発言、課題への対応状況等を勘案し、多元的に成績評価を行うことが考えられますが、法曹として必要とされる知識・理解の修得を確認するうえで、とりわけ理論的・体系的理解が求められる授業科目について筆記試験を実施せずに成績評価を行うことは適切ではないと考えられます。

したがって、実習の授業科目のように筆記試験を課すことがなじまない授業科目も考

えられますが、単に筆記試験を実施しない理由が示されているだけでは足りません。

Q54 基準4－1－2において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。

A 進級制以外の方法（例えば、一定の先行する授業科目の単位修得を次の特定の授業科目の履修要件とする方法など）については、それが、どのような内容や程度で実施されるかについて、法科大学院によって差異がある可能性が高く、具体的に基準に取り込むことが困難であると思われます。

進級制を採用しない場合には、解釈指針4－1－2－3にしたがって、その理由を明らかにするとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要となります。

Q55 進級制は、法学未修者・既修者を問わず、すべての年次において採用されている必要があるのか。

A 法学未修者・既修者を問わず、一律にすべての年次において進級制が採用されている必要はありませんが、進級制を採用しない年次については、その理由が明らかにされ、段階的学修を確保するための進級制に代わる措置が講じられている必要があります。

このことは、長期履修制度における各年次についても同様です。

Q56 単位不足で原級留置となった者の再履修を要する授業科目の範囲について、合格した授業科目についてはそのまま単位を認め、不合格となった授業科目についてのみ再履修をさせる制度をとっている法科大学院や、より厳格に、合格した授業科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっている法科大学院があるが、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。

A 進級制の在り方や、原級留置となった場合に再履修が必要となる授業科目の範囲の具体的な内容については、各法科大学院の教育の理念や目標により多様であると考えられますので、不合格となった授業科目のみを再履修させる制度を採用している場合に、それだけで評価が低くなるわけではありません。

Q57 解釈指針4－1－2－2及び解釈指針4－2－1－2において、「GPA制度が活用されていることが望ましい。」とあるが、具体的にどのような内容が求められるのか。

A 厳格な成績評価を徹底するため、一部の成績区分への偏りが生じないように、適切な成績分布の確保が必要であり、それを前提として、GPA制度を導入することが望ましいと考えられます。

当該指針を設けている趣旨は、GPA制度の運用に当たっては、それが形式的な導入にとどまり、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定・修了認定の機能を十分に果たさないという事態に陥らないように運用されるべきであるという趣旨です。

Q58 基準4-2-1(1)ア、イにおいて、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとあるが、単位の認定に当たっては、どのような点に留意すればよいのか。

A 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定するに当たっては、例えば、対象となる授業科目の内容がわかるもの（シラバスやレジュメ等の配付物など）や学生の成績などを基に、委員会や教授会等において審査・決定するなどによって、①当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、②厳正で客観的な成績評価が行われていること、に留意する必要があります。

Q59 基準2-1-3において科目区分を変更する必要があると判断された場合、基準4-2-1(2)及び(3)の判断結果に影響が生じるのか。

A 基準2-1-3において、科目区分を変更する必要があると判断された場合、基準4-2-1(2)及び(3)の判断は、変更後の科目区分によって行います。

例えば、修了要件単位数を93単位に設定し、法律基本科目以外の科目について、31単位を超える33単位を開設しており、そのうちの展開・先端科目について、14単位を開設している法科大学院において、基準2-1-3において、展開・先端科目の授業科目のうち、4単位分を法律基本科目に区分変更する必要があると判断した場合には、展開・先端科目を10単位とし、法律基本科目以外の科目を29単位として、基準4-2-1(2)及び(3)を判断することとなります。

この場合、基準4-2-1(2)及び(3)に定める単位数について、構造的に満たすことができないため、当該基準を満たさないと判断することとなります。

なお、基準2-1-5、基準2-1-6についても、変更後の科目区分によって判断することとなります。

Q60 当該法科大学院において開設されていない分野又は授業科目に関する実務経験であっても、法科大学院において開講することが適切と認められる展開・先端科目の内容に該当するふさわしい実務経験であれば、これに代わる法律基本科目の履修を認めることができるか。

A 例えば、当該法科大学院では税法に関する授業科目は開設されていない場合であっても、税法に関する実務経験を有する者であると認められる学生に対して、実務経験に応じ、展開・先端科目の履修に代えて法律基本科目の履修を認めることができます。この場合における単位数は、4単位を上限として解釈指針4-2-1-3から同4-2-1-5までの規定に照らし、当該実務経験に相当する授業科目が開設されていたとすれば取得が認められるであろう単位数を法律基本科目の履修に代えることができます。

Q61 対象となる学生の実務経験に対応する授業科目（2単位）が当該法科大学院で開設されている場合に、これを超えて4単位までこれに代わる法律基本科目の履修を認めることができるか。

A 例えば、税務に関する十分な実務経験を有する学生について、当該法科大学院では授業科目「租税法」（2単位）として開設されている場合に、開設授業科目である「租税法」の2単位を超えて4単位を上限として法律基本科目の履修に代えることができるのが問題となります。この場合も、Q61と同様の観点から、実務経験に応じ、実際に開設されている単位数を超えて（この例では、4単位まで）、展開・先端科目の履修に代えて法律基本科目の履修を認めることができます。

Q62 基準4-2-2において、修了の認定に必要な修得単位数の上限を設定している理由について、説明願いたい。

A 修了認定に必要な修得単位数の上限は、修了認定において過剰な単位数の修得を学生に課すことにより、在学期間全体を通して学生の学習に対する負担が過大になることを防ぐために設定しています。

Q63 解釈指針4-3-1-1において、「法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法」とあるが、「適切な方法」とは具体的にどのような方法か。

A 法律科目試験の試験方法については、択一試験や論文試験などが考えられますが、特別委員会報告において、「法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、論文試験を課すことにより、法的な文書作成能力を評価することが求められる」と提言されていることを踏まえ、少なくとも試験科目のうち、憲法、民法、刑法については、法学既修者として十分な論述能力を備えているか否かを判定することができる試験方法である必要があります。

したがって、例えば、すべての試験科目において、択一試験のみで試験を実施するなど、論述能力を十分に判定することができない形式の出題は適切でないと考えられます。

また、出題の形式を問わず、法律科目試験の問題の質・量が、法学既修者として認定するのに十分とはいえない場合にも、そのような出題は適切ではないと考えられます。

Q64 解釈指針4-3-1-4（1）アにおいて、「教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。」とあるが、該当するのはどのような場合か。

A 例えば、法学既修者認定試験において、一部の科目においてのみ合格点に達することができなかったが、全体としては優秀な成績を修めている者について、当該不合格科目の履修を義務づけた上で法学既修者として認定する場合が考えられます。

なお、履修免除されなかった科目を入学後に履修するに当たっては、基準3-3-1-1（1）イにおいて、履修登録可能な単位数の上限36単位とは別に履修登録させることができると定めています。

Q65 解釈指針 4-3-1-4において、「法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。」とあるが、法学未修者 1 年次配当の必修の法律基本科目すべてを履修免除させなければならないのか。また、1 年次配当の必修の法律基本科目に限定されるのか。

A 履修免除となる科目については、原則として法学未修者 1 年次に配当される必修の法律基本科目すべてが対象ですが、2 年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないという方法を取ることも可能です。

また、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目であり、かつ、基準 4-2-1 (1) ウに規定する単位数の範囲内であれば、2 年次配当の単位の履修免除を否定するものではありません。

例えば、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法を対象とする法律科目試験を実施している法科大学院が、1 年次に憲法 (4 単位)、民法 (12 単位)、商法 (2 単位)、民事訴訟法 (2 単位)、刑法 (4 単位)、刑事訴訟法 (2 単位) の 6 科目計 26 単位を配当し、2 年次に行政法 (4 単位) を配当している場合に、1 年次の 26 単位と 2 年次の行政法 (4 単位) をあわせて計 30 単位について履修免除することが考えられます。

なお、ここでいう「一括して免除する方法」とは、履修免除の対象となる科目に係る法律科目試験を一度に課し、法学既修者認定試験における合格者にその履修免除の対象となる科目すべての単位を修得したものとみなすような方法を示しています。

したがって、法学既修者認定試験において合格者を決定した後に、一部の科目に係る試験を行い、試験合格者に当該科目の履修を個別に免除させることや、法学既修者認定試験において、「単位認定試験」のように科目ごとに合否を決定し、科目ごとに履修の免除を行うことは、「一括して免除する方法」には該当しません。

Q66 解釈指針 4-3-1-5において、「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。

A 公平を保つことができるような措置の具体例として、例えば、入学者選抜試験を行う法科大学院を置く大学の法学部で比較的最近出題された問題と同一又は類似の問題を出題しないことや、試験問題の出題者の学部授業を履修していた者が有利となるような、出題者の個性を強く反映した問題を出題しないこと、などが考えられます。

Q67 法学検定試験委員会が実施している法学既修者試験を利用して法学既修者認定を行うことはできないのか。

A 法学既修者認定に当たっては、当該法科大学院のアドミッション・ポリシーにしたがって、「公平性」、「開放性」、「多様性」を確保しつつ、適切に法律科目試験が実施される必要があります。

法学既修者認定では、法律科目試験の結果が非常に重要な要素となることが考えられます。法学既修者認定は、在学期間を 1 年間短縮する効果を生じさせることになることから、

当該法科大学院の法学末修者１年次に配当される必修の授業科目との関連も考慮し、法律科目試験問題を作成することが考えられます。

したがって、当該法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果をもって当該法科大学院の法律科目試験に代えることは適切ではないと考えています。

Q68 解釈指針５－１－１－３（２）において、「カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、授業内容の決定、カリキュラム作成時の協議等、教員が相互に連携する機会を十分に確保すること。」とあるが、どのような授業科目が該当するのか、また、どのような機会を確保すればよいのか具体的に説明願いたい。

A 該当する授業科目については、法科大学院の教育の理念及び目標や授業科目の内容によって異なるものと考えられますが、特別委員会報告において、「法律実務基礎教育においては、法律基本科目の学修と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。」と提言されていることから、特に、法律実務基礎科目については連携の必要性が高いと考えられます。この場合、相互に連携する機会については、共同授業の実施や授業内容の決定などが考えられます（Q29参照）。

また、同一の授業科目を異なる教員が担当する場合には、その授業内容について担当教員の間で相互調整を図る機会を設けたり、あるいは試験の出題や採点に際しても協議を行うことなども必要になると考えられます。

Q69 解釈指針５－１－１－４において、「改善に結びつける取組が法科大学院として継続的に実施されていることをいう。」とあるが、具体的にはどのようなことか。

A 当該解釈指針において、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究については、単にそのような機会を設けるだけでなく、研修及び研究の成果を組織的に教育内容・方法等の改善に結びつけていく取組を継続的に実施していることが求められます。例えば、授業アンケートを実施した場合にも、その利用の仕方を単に各教員に委ねるのではなく、法科大学院として組織的に、得られた情報を収集管理し、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定した上で、授業科目の内容・方法の改善のための取組を行うことが必要であり、このような取組が行われていなければ、実施しているとは言えないと考えられます。

Q69-2 基準９－１－２において、「法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準５－１－１に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組」とあるが、具体的にはどのような事例を想定しているのか。

A 必ずしも、法科大学院における教育及び研究その他の業務に直結した内容に限られるわけではありません。

研修の具体例として、法科大学院を置く大学が独自に実施する職位・階層別研修、意

識啓発研修などが考えられます。

このほか、国立大学協会が実施する大学マネジメントセミナーや、公立大学協会が実施する公立大学職員セミナー等、外部の団体が実施する研修に参加する機会を設けることが考えられます。

とりわけ、教員の場合、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究は、基準5-1-1で規定されていることから、基準9-1-2においては主に管理運営に携わる者に対する研修を実施することやそのような研修に参加することが考えられます。

Q70 解釈指針6-1-3-1(3)について、今までに、身体に障害のある者による入学者選抜試験の受験希望がない場合、自己評価書にはどのように記述すればよいか。

A 今までに、身体に障害のある者による入学者選抜試験の受験希望がない場合であっても、仮に身体に障害のある者が入学を希望した場合に、等しく受験の機会を確保していることが分かるよう記述するとともに、現段階で実施可能な、受験上の措置や組織的対応及び今後の計画について記述してください。

Q71 入学者選抜において、法学未修者に対して旧司法試験短答式試験や論文式試験、各種資格試験の合格実績を加点事由としてよいのか。

A 中教審答申では、法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない、とされています。

したがって、法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の客観的到達度を測ることが可能である旧司法試験短答式試験及び論文式試験、法学検定試験などの結果を加点事由とすることは、法学以外の多様なバックグラウンドを有する者よりも、法学の知識を有する者をより有利に扱うことになり、「多様性」の確保の観点からも、受験者の公平を確保する観点からも適切でないと考えられます。

Q71-2 解釈指針6-1-4-1において、「法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。」とあるが、それぞれの能力をどのように評価しているか選考方法ごとに個別具体的に示す必要があるのか。

A それぞれの能力について対応する選考方法を個別具体的に示す必要はなく、それぞれの能力を入学者選抜の過程でどのように評価し、合否判定に活用しているかを概括的に示すことで足ります。

Q72 解釈指針6-1-5-1に規定されている「実務等の経験を有する者」の定義はあるのか。

A 文部科学省大学設置・学校法人審議会の設置審査においても、一般的に定義はされておらず、各法科大学院の自主的判断にゆだねられています。したがって、当該解釈指針においても一般的な定義を行っていません。評価に当たっては、各法科大学院でどのような定義をしているかを自己評価書に記述してください。

Q73 基準6-2-1の「恒常的」とは、どのくらいか。

また、社会人向けの法科大学院など休学者が生じやすい法科大学院に対して一律の基準で評価することになるのか。

A 「恒常的」について、具体的に数字を定めることは難しいと考えていますが、一時的に在籍者が収容定員を上回っていても、何らかの改善措置を講じ、上回った状態が数年間続いている、というような状態に至っていなければ「恒常的」には該当しないと考えています。

また、上回った状態を解消するための改善措置は、各法科大学院のおかれている状況によって異なることが考えられます。実際の評価に当たっては、各法科大学院の状況を勘案した上で、上回った状態が速やかに改善される見込みが十分にあると認められる場合など、実効的な改善措置が講じられているかを評価することになります。

Q74 入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数に関する客観的な指標は、評価においてどのように考慮されるのか。

A 入学者選抜に係る客観的な指標は、基準6-2-2、6-2-3を満たしているかどうかを判断する際に勘案される重要な事項であり、その具体的な指標については、入学者選抜に関する競争倍率については、解釈指針6-2-3-2、入学定員充足率については、解釈指針6-2-2-2、入学者数については、解釈指針6-2-2-3でそれぞれ規定されています。

それぞれの解釈指針において示されている指標（以下「本指標」という。）に該当する場合には、当該法科大学院は、基準6-2-2、6-2-3を満たさない可能性が高いものと考えられます。

この場合、本指標に該当する法科大学院は、本指標に該当した理由及び入学者選抜に関する改善方策について説明が求められます。その説明に基づいて、本指標に該当したことにつき、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案し、当該法科大学院において特に考慮すべき理由があると認められる場合や、当該法科大学院が入学者選抜に関する改善のための方策を適切に実施しており、本指標の改善が速やかに図られる見込みが十分にあると認められる場合など、個別の事情があると認められるときは、その他必要な事項を勘案した上で、基準6-2-2、6-2-3を満たすかどうかを判断します。

なお、この判断の結果、本指標に該当するにもかかわらず、基準6-2-2、6-2-3を満たすと認められる場合には、入学者選抜に関する状況について改善すべき点として指摘をします。当該法科大学院は、速やかに入学者選抜に関する改善方策を実施し、本指標を改善するよう、強く求められます。

また、本指標に該当しない場合であっても、以下に示す指標に基づいて、改善すべき点等の指摘を行います。

【入学者選抜における競争倍率】

- ① 5年の評価期間中において、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回る年度がある場合には、競争倍率の改善傾向を踏まえた上で、留意すべき点として指摘をします。
- ② 5年の評価期間中において、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上ある場合には、競争倍率の改善傾向を踏まえた上で、改善すべき点として指摘をします。

【入学定員充足率】

- ① 5年の評価期間中において、入学定員充足率が50%を下回る年度がある場合には、入学定員充足率の改善傾向や個別の事情を踏まえた上で、留意すべき点として指摘をします。
- ② 5年の評価期間中において、入学定員充足率が50%を下回る年度が2回以上ある場合には、入学定員充足率の改善傾向や個別の事情を踏まえた上で、改善すべき点として指摘をします。

【入学者数】

- ① 5年の評価期間中において、入学者数が10人を下回る年度がある場合には、入学者数の改善傾向や個別の事情を踏まえた上で、留意すべき点として指摘をします。
- ② 5年の評価期間中において、入学者数が10人を下回る年度が2回以上ある場合には、入学者数の改善傾向や個別の事情を踏まえた上で、改善すべき点として指摘をします。

Q74-2 入学定員充足率に関する指標と入学者選抜における競争倍率に関する指標の関係はどのように考えるべきか。

A 入学者選抜における競争倍率と入学定員充足率は、互いに強い相関関係にあると考えられますが、入学定員の管理に当たっては、単に入学定員を充足するだけではなく、入学者選抜における競争性を確保した上で、入学定員を充足する必要があります。

例えば、入学定員充足率が50%を上回っており、入学定員充足率に関する指標を満たしている場合であっても、入学者選抜における競争倍率が2倍を相当程度下回っているときには、入学者選抜における選抜機能が十分に働いていない中での入学定員の充足ということができ、入学定員の見直しを図る必要があると判断される可能性があります。

また、入学者数が10人を下回る場合は、教育機関としての規模が小さくなりすぎていく可能性についても考慮する必要があります。

このため、入学定員充足率が50%を上回っていれば常に基準適合性があると判断されるわけではなく、入学者選抜における競争倍率が2倍を相当程度下回っている場合には、入学者選抜における競争性が働いているか、入学者数の規模が適正かなどの個別の事情を勘案し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われているか確認した上で、基準適合性を判断することになります。

Q75 基準7-1-1において求められる「学習支援」は、導入ガイダンスや事前学習会など、入学前に実施される「学習支援」も含まれるのか。

A 入学前の学習支援も、入学後の課程の履修に専念できるようにするための措置であると考えられるため、当該基準において求められる「学習支援」に含まれます。

Q76 正課外の補習指導を行うに当たって、特に留意しなければならないことはあるか。

A 正課外の補習指導を行うに当たっては、補習指導の内容が司法試験対策に偏ったものにならないよう特に留意する必要があります。

Q33にもあるとおり、法科大学院において、司法試験での解答の作成方法を修得させようとする技術的指導や問題点の理解を伴わない機械的な暗記を助長する教育など、司法試験対策に偏った教育を実施することは適切ではないと考えられます。

このことは、正課外における補習指導等の学習支援についても適用されるものであり、当機構の評価においては、基準7-1-1において、解釈指針7-1-1-5を踏まえて、上記の観点から正課外の学習支援が適切に行われているかを確認することとしています。

Q77 解釈指針7-1-1-4の「各種教育補助者」として、事務職員も含まれるのか。

A 当該解釈指針にあるとおり、教育補助者として、チューターやティーチング・アシスタント（TA）、法曹関係者によるアドバイザー等が考えられますが、一般的な事務職員や図書館職員はこれに含まれません。なお、教育補助者の具体的な名称は各法科大学院によって異なることが考えられます。

Q78 基準7-3-1について、現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合、当該基準に係る状況について、自己評価書にはどのように記述すればよいか。

A 現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合であっても、仮に身体に障害のある学生が入学した場合、又は在籍している学生が身体に障害を負った場合に、現段階で対応し得る施設及び設備、措置や体制の状況、また、これらの今後の整備計画について記述してください。

Q79 基準及び解釈指針に使用されている「教員」、「専任教員」とは、何を指すのか。

A 「教員」は、非常勤教員を含む法科大学院の全教員を指します。「専任教員」は、法科大学院の専任教員（実務家専任教員を含む。）を指します。

専任教員は、①法科大学院でのみ専任とされている専任教員（以下、専属専任教員という。）と②他専攻等の専任教員で法科大学院の専任教員を兼ねる者が該当し、専属専任教員には実務家専任教員も含まれます。

このうち、専門職大学院設置基準で必要とされる専任教員数は、専属専任教員で充足する必要がある、専門職大学院設置基準で必要とされる専任教員数を超える部分に限って、他専攻等の専任教員で法科大学院の専任教員を兼ねる者を充てることができます。

なお、いわゆる「みなし専任教員」（以下「実・み」という。）は、本来「専任教員」には含まれませんが、実務に携わる者が専門職大学院の教員となることを促す趣旨から、専門職大学院において必置とされる実務家専任教員の数の3分の2までは、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院の教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であれば、設置基準上必要とされる専任教員の数に算入できる取扱いとしています。

Q80 第8章の各基準、解釈指針に規定されている必置の教員数は、現員数をもとに算出されるものか、設置基準等において定められている教員数をもとに算出されるものか。

A 基準8-2-1、基準8-2-4、基準8-2-5において求める教員数は、現員数をもとに算出されるものではなく、設置基準等において定められている教員数をもとに算出されます。

例えば、入学定員60人の法科大学院の場合、設置基準において必要とされる専任教員数（機構の評価基準では専属専任教員数）は12人であり、そのうち、実務家専任教員は3人（2割）以上必要とされています。また、実務家専任教員のうち、2人（実務家専任教員の3分の2）以下までは「実・み」の教員を充てることができます。

その内訳は次のとおりです。

設置基準 必置数	専属 専任教員	12人以上	研究者教員	研究者教員の必置数の定めはありませんが、教育の理念及び目的を達成するため必要な数、法律基本科目や展開・先端科目を担当する研究者教員を配置する必要があります。		
			実務家教員	3人以上	実務家専任教員	1人以上
					実務家みなし専任教員	2人まで

12人を超える部分は、他専攻等の専任教員で法科大学院の専任教員を兼ねる者を専任教員とすることが可能です。

Q81 「実・み」の教員数については解釈指針8-2-4-2において上限が定められているが、その上限を超えている場合に、基準を満たさないと判断されるのか。

A 「実・み」の教員が、解釈指針で上限とされている人数を超えていた場合においても、基準を満たさないと判断されるわけではありません。

しかし、評価においては、上限を超えた分の教員は、「実・み」の教員として扱われず、兼任教員として扱われることとなり、専任教員として算入することはできません。

その上で、第8章の各基準で求められている専任教員の人数や割合等について分析を行い、その結果、必要な人数や割合等を下回っていると、基準を満たさないと判断されることとなります。

そのため、「実・み」としている教員数が上限を超えている場合には、どの教員を専門職大学院設置基準等法令上の「実・み」としているのかを明らかにする必要があります。

Q82 基準8-2-2について、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）にそれぞれ専任教員が置かれていればよいということによいか。

A 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、単に「専任教員」ではなく、「当該科目を適切に指導できる専属専任教員」をそれぞれの分野に置くことが求められます。

また、法律基本科目の各分野に適切に指導できる専属専任教員が置かれていることが必要であり、ある分野に他専攻等の専任教員で法科大学院の専任教員を兼ねる者しか置かれていない場合は、当該基準を満たしていないと考えられます。

自己評価書の記述に当たっては、例えば、各科目に専属専任教員が置かれていることがわかるように記述するとともに、このほか、専属以外の専任教員が各科目に何人置かれているか記述してください。

	憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法
専属専任教員	1人	1人	2人	1人	1人	1人	1人
専属以外の 専任教員	0人	0人	2人	0人	1人	1人	0人

なお、評価においては、①専属専任教員（専任、実務家専任教員（「実・み」を含む。）、②法律基本科目又は必修科目を担当する兼任教員及び兼任教員を対象として、教員の授業科目適合性の調査を実施していますが、この調査において、授業科目の適合性が認められなかった教員については、「当該科目を適切に指導できる専属専任教員」であるとは言えないため、当該基準及びその解釈指針において求められる専属専任教員として算入することができなくなります。

また、法律基本科目のように理論的・体系的な性質の強い授業科目において、専ら実務的側面を担当しており、その授業科目を担当するにふさわしい業績を有すると認められない教員については、「当該科目を適切に指導できる専属専任教員」として算入することができません。

なお、共同授業やオムニバス形式で実施される法律基本科目の授業科目について、専ら実務的側面を担当している専任教員が、その担当する部分について授業科目の適合性が認められる場合は、通常の「専任教員」として算入することは可能です。

Q83 基準8-2-3における、「教育上主要と認められる授業科目」とは、具体的にどのような授業科目を指すのか。

A 「教育上主要と認められる授業科目」としては、一般的に法科大学院教育のコアとなる授業科目や、各法科大学院における教育目的と理念に照らしてカリキュラム上重要と考えられる授業科目などが挙げられます。各法科大学院が考える「教育上主要と認められる授業科目」を自己評価書に明記してください。

なお、「教育上主要と認められる授業科目」のうち必修科目については、その授業科目が細分化され、あるいは同一の授業科目について複数クラスが開講されることがあることを考慮し、そのすべての授業科目が専任教員によって担当されている必要はありませんが、おおむね7割以上は専任教員が授業科目の担当者となっていることが必要です。

対象となる授業科目数の考え方として、複数クラスで開講されている授業科目については、クラス数で計算することとなります。また、オムニバス形式の授業科目については、当該授業科目を担当する教員のうち、専任教員が当該授業科目の内容・実施・成績評価に責任を担っていることを条件に、当該授業科目は専任教員によって担当されている授業科目として取り扱われます。

例えば、当該法科大学院の「教育上主要と認められる授業科目」が法律基本科目及び法律実務基礎科目である場合、当該基準で求められる7割以上であるかは次のように計算してください。

教育上主要と 認める授業科目	必修科目クラス数	専任教員担当 クラス数	専任教員担当割合
法律基本科目	50クラス	38クラス	76%
法律実務基礎科目	10クラス	7クラス	70%
計	60クラス	45クラス	75%

以上のように「教育上主要と認められる授業科目」のうち、必修科目を専任教員が担当している割合を計算し、7割以上が専任教員によって担当されていることがわかるように自己評価書に記述してください。

Q84 解釈指針8-3-1-1の「年間30単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。」とあるが、専任教員の授業負担の上限を設定している理由を説明願いたい。

A 当該解釈指針において、専任教員の授業負担の上限を定めている理由は、法科大学院の教育の質を維持し、双方向的又は多方向的授業を真摯に熱意を持って取り組むには、教員一人当たりの授業負担が過大なものにならないようにする必要があると考えられることにあります。また、このような趣旨から、この授業負担には、当該大学の他の研究科、学部の授業負担のみならず、他大学における非常勤講師としての授業負担を含みます。

Q85 基準8-3-2において、「相当の研究専念期間」を必ず定めていなければならないのか。

A 当該基準において、いわゆるサバティカル制度について定めているのは、法科大学院であっても、できる限り研究に専念できる期間を確保することが必要と考えているためです。しかし、サバティカルは、大学の事情によって実現の可能性には差があると思われますので、必ず定めていなくてはならないわけではなく、基準8-3-2も「努めていること」とするにとどめています。また、評価を行う時期の法科大学院を取り巻く状況によって、若干、評価に幅が出てくることも考えられます。

ただし、サバティカル制度について定めていない場合についても、学内の委員会等で検討を行うなど、何らかの対応をしていることが必要です。

Q86 解釈指針10-1-1-2において、自習室については、「配置及び使用方法等において、十分配慮されていることが必要である。」とあるが、十分配慮されている例として具体的にはどのようなものが考えられるのか。

A 例えば、自習室が図書館と同じ建物内にあるなど両者の配置が近接していることや、自習室と図書館との情報面での連携（自習室における蔵書検索を可能とする情報環境の

整備等)が図られていることなどが挙げられます。

Q87 解釈指針 10-1-1-3において、「学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられていることが必要である。」とあるが、具体的にはどのような措置が講じられている必要があるのか。

A 学習に際して頻繁に参照されることが想定される「基本的図書及び資料」について、法科大学院専用図書室等の設置までは求められない規模の法科大学院であっても、貸出中などの理由で学生の利用が妨げられる状態が放置されているとなると、適切に備えられていることにはならないと考えられます。

具体的利用状況に応じて、図書・資料を複数備えたり、閲覧専用としたりするなど、学生が随時利用することが恒常的に妨げられることのないよう対応できる体制を整えていることが必要となります。

Q88 解釈指針 10-1-1-6について、教員室とは別に教員が学生と面談できるスペースが必要なのか。

A 当該解釈指針は、学生との面談に当たって、その内容によっては、学生のプライバシーに配慮する必要があることから、面談の目的や人数に応じて適切なスペースの確保を求めています。したがって、そのような面談を教員室においても実施することができるのであれば、必ずしも教員室とは別に独立したスペースを設ける必要はありません。

Q89 基準 10-1-1 及びその解釈指針における「図書館」は、法科大学院が独自に保有する図書館に限定することなく、資料室や大学附属図書館も該当すると考えてよいのか。

A 解釈指針 10-1-1-3 に定められているとおり、法科大学院専用の図書館ではなくても、法科大学院の図書館とすることは可能ですが、「その収集、配置、利用方法について、法科大学院の意見又は要望を受け付ける適切な機会の設けられていること」が必要になります。

Q90 解釈指針 10-1-1-7における「管理に参画し」とはどのような状況を指すのか。

A 各施設については、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務に支障なく使用できる状況にあることが求められており、法科大学院の専用でない施設については、例えば、該当施設の管理運営を担っている委員会等に法科大学院若しくは、法科大学院が属する研究科の専任教員が委員として参画し、法科大学院の運営を円滑に進めることができる体制となっていることなどが必要であると考えます。

Q91 解釈指針 10-1-1-8における「通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境」とはどのような状況を指すのか。

A 事件、事故、災害に巻き込まれるリスクが合理的に低減された施設利用環境・学習環境を指します。ここでは画一的に特定の施設・設備を求めるというよりは、施設の状況を把握し、学生などの実際の施設利用者からのフィードバックにも接している当該法科大学院の側に、施設の大規模な改修を待たずとも、限られた資源の中で、事件・事故・災害のリスクを低減するために有効な具体的措置を講ずる配慮を求めるものです。

事件防止としては、夜間に不審者が自習室に侵入しないようなセキュリティ徹底のほか、施設入口周辺の照明輝度を上げることも有効かもしれません。

事故防止としては、段差解消、陥没箇所補修のほか、通路の角の見通しが悪くて出合い頭の衝突の危険がある場合は、鏡の設置も有効かもしれません。

災害時の避難経路となる通路や階段が狭くてボトルネックになるというのであれば、避難誘導マニュアルの作成と周知徹底、さらには避難訓練の実施などがより重要となるかもしれません。

これらの措置は、障害の有無にかかわらず、すべての利用者を想定して講じられている必要があります。

いずれにせよ、施設の状況に応じて、各法科大学院で施設利用の安全のために不断の創意工夫が求められています。

Q92 基準 11-1-1において、「自ら点検及び評価を実施するための適当な体制が整備され、」とあるが、これは法科大学院独自の体制でなくとも良いか。

A 当該基準において求められている体制は、必ずしも法科大学院独自の体制でなければならないわけではありませんが、全学の体制であっても、法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価を実施できる体制が整備されていることが必要です。

Q93 解釈指針 11-1-1-1において、自己点検及び評価を実施するに当たり、法科大学院ではなく大学が主体となって実施する場合には、当該法科大学院の意見を聴取することが定められているが、具体的にはどのような意見を聴取する必要があるのか。

A 自己点検及び評価を行う主体は、法科大学院自身とするか、大学とするか当該法科大学院の判断により、実施することを可能とする趣旨です。基準 11-1-1 では、法科大学院の教育活動等に関する自己点検及び評価の実施を求めていることから、法科大学院が主体となることが原則であると考えますが、法科大学院の設置形態によっては、大学が主体となって実施すること考えられます。

法科大学院が主体となって法科大学院の教育活動等に関する自己点検及び評価を実施する場合には、大学の意見を聴取することは不要ですが、大学が主体となって実施する場合には、大学が法科大学院の意見を聴取する必要があります。

また、聴取する意見については、当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するため

に自己点検及び評価を実施する必要があることから、法科大学院の教育活動等に焦点を当てた内容が求められます。

Q94 解釈指針 11-1-1-2 においては、適切な評価項目として、7つの項目が挙げられているが、法科大学院が自己点検及び評価を実施するに当たっては、これら7つの項目のみを評価項目として設定すればよいのか。

A 特別委員会報告において、「入学者の質」、「修了者の質」及び「教育体制の確保」が重要視されていることから、機構の評価では、適切な評価項目として当該解釈指針に定める7つの内容を必ず含むことを求めています。

また、自己点検及び評価については、学校教育法第109条第1項において、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められており、さらに、評価項目については、学校教育法施行規則第166条において、「大学は、学校教育法109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。」と定められています。

このほか、学校教育法施行規則第158条により、飛び入学制度を活用した入試を行う場合には、制度の運用状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表しなければなりません。

したがって、法科大学院において、自己点検及び評価を実施するに当たっては、当該解釈指針に掲げられている7項目を含めた上で、当該法科大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、適切な項目を設定することが必要となります。

なお、7項目の内容は必ずしもそれぞれ独立した評価項目として設定することを求めているのではなく、これらの内容を含む評価項目を設定することが求められています。

Q95 解釈指針 11-1-1-2 において、自己点検及び評価の評価項目として、「修了者の進路及び活動状況」が含まれているが、この項目を自己点検及び評価の対象としているのはなぜか。

A 当該解釈指針において、「修了者の進路及び活動状況」を自己点検及び評価の評価項目として挙げているのは、法曹を養成するという法科大学院設置の目的に鑑みれば、法科大学院が、自ら主体的に、修了者の進路及び活動状況を把握した上で自己点検及び評価を実施し、今後に向けてその結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用することが重要であると考えられるからです。

特に、基準11-1-1及びその解釈指針11-1-1-2においては、各法科大学院自らが一定の年数（5年程度が目安と考えています）の範囲における司法試験の合格状況並びに改善方策を含めた自己点検及び評価を実施することを求めています。機構は、その自己点検及び評価の結果について調査・分析を行い、各法科大学院における修了者の進路及び活動状況に関する分析が不十分であると考えられる場合や、改善方策に実効性がないと考えられる場合などについては、これらの基準について改善すべきであると

の指摘を行うことがあり得ます。さらに、これらの基準に違反する程度が著しい場合には、それらの基準を満たさないと判断されることもあり得るものと考えられます。

なお、「修了者の進路及び活動状況」に関する情報については、法科大学院において完全には把握できない部分があり得ると考えられますが、その情報の重要性に鑑み、また、「法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項」（平成22年3月12日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）において、「各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる」とされていることから、可能な限りこれらの情報を把握するような措置を講じ、その上で自己点検及び評価を実施することが必要であると考えられます。

Q96 解釈指針 11-1-1-4において、自己点検及び評価の結果について外部者の検証を行うよう規定されているが、認証評価を受けることで外部評価を受けたこととなるのか。また、外部評価と第三者評価とは違うものなのか。

A 外部評価とは、教育研究等の状況について、各法科大学院の依頼に基づいて学外の評価者によって行われる評価のことを言い、評価者及び評価項目は法科大学院側によって選定されます。

一方、第三者評価は、独立した第三者組織によって選定された評価者及び評価項目等で実施する評価であり、認証評価機関が行う認証評価もこれに当たります（機構が実施する認証評価も、この第三者評価に当たります。）。

このように、外部評価と第三者評価である認証評価は異なる評価の仕組みです。当該解釈指針で規定する外部検証とは、外部評価のことであり、第三者評価とは別に、外部評価を行い、その結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用することが望ましいと規定しているものです。

Q97 基準 11-2-1で「適切な体制を整えた上で」とあるが、組織体制の整備が求められるのか。

A 当該基準において求められている体制とは、法科大学院として組織的に対応する必要があることを明らかにするため規定しています。

例えば、教員に関する情報を各教員の個人的な判断に基づいて公表する事項を決定するのではなく、法科大学院の教育研究活動等を明らかにする一環として、法科大学院として公表する内容を明確にするなど法科大学院としての組織的な対応を求めています。

したがって、各法科大学院において適切と思われる体制を整備して情報を公表してください。

Q98 解釈指針 11-2-1-1において公表が求められている「法科大学院の教育研究活動等の状況」について、（１）～（１２）の事項はすべて公表していなければならないのか。

A 「法科大学院の教育研究活動等の状況」については、大学設置基準及び平成22年6月16日付け文部科学大臣政務官通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」等において公表が義務づけられている項目が含まれており、また、法科大学院

教育への社会的関心が高いこと、法科大学院への入学を希望する者にとって法科大学院を選択する際にこれらの情報が不可欠であることなどから、当該解釈指針に掲げた１２項目はすべて公表することが求められます。

また、特別委員会報告においても、積極的に提供していく必要があるとされている事項が例示されています。以下に、特別委員会報告における例示を記載しますので、それを参考にして、当該解釈指針のうち、該当する項目については、より具体的な情報を積極的に提供するようにしてください。

該当する解釈指針 １１－２－１－１ の項目	特別委員会報告における例示
(５)	・入学者選抜に関するもの（志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点など）
(７、８)	・教育内容等に関するもの（カリキュラム、到達目標、進級・修了基準、進級率など）
(４)	・教員に関するもの（担当教員の教育研究業績など）
(１２)	・司法試験をはじめとする修了者の進路等に関するもの（修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など）
(１１)	・学生への生活支援に関するもの（奨学金制度など）

Q99 解釈指針１１－２－１－１（５）において公表が求められている入学者の数とは、入学者数を公表していればよいのか。

A 単に入学者の数を公表するだけではなく、入学者のうち、法学未修者・既修者として入学した者の内訳、自大学出身者・他大学出身者の内訳などを公表することが考えられます。

また、法科大学院には、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が３割以上となるよう努めていることが求められていることから、これらのことがわかるように情報を公表する必要があります。

Q100 解釈指針１１－２－１－１において、「法科大学院の教育研究活動等の状況」について「毎年度、公表されていること」とあるが、開設してからの毎年度分の情報をすべて公表しなければならないのか。

A 特別委員会報告において、「積極的な情報公開の促進」として、「今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある。」と提言されています。機構としても、法科大学院が当該法科大学院の教育活動等の状況について、積極的に新しい情報を提供することが必要であると考えています。したがって、「法科大学院の教育研究活動等の状況」については、毎年度、最新の情報が公表されることを求めています。過去の情報については、必要に応じて公表してください。

Q101 基準 1 1－2－2 の「評価の基礎となる情報」とは何か。

A 「評価の基礎となる情報」とは、評価において用いられる資料・データ等の情報全般を指し、解釈指針 1 1－2－2－1 にあるように、当該解釈指針に規定する法科大学院の教育活動等の状況に関する文書、自己点検及び評価の結果に関する文書、並びに筆記試験問題及び答案その他成績評価の基礎となる資料も含まれます。これらの情報は、適宜、調査及び収集していただき、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されている必要があります。

なお、機構の評価においては、厳格な成績評価が行われているかという観点から期末試験問題及び答案を確認するとともに、答案以外の小テスト、レポート、平常点等についても、それらの割合の合計が成績評価において 3 割程度以上の考慮要素となっている場合には、必要に応じて、当該資料について提出を求めることもありますので、求めに応じて速やかに提出できるよう保管してください（期末試験問題及び答案等の取扱いについては Q 1 2 0 を参照）。

Q102 基準 1 1－2－2 において、「適切な方法で保管されていること」とあるが、資料の保管に当たっては、紙媒体による現物の保管が求められるのか。

A 解釈指針 1 1－2－2－2 にあるとおり、「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されている必要があります。

したがって、速やかに提出できる状態であれば、紙媒体による保管でも、電子媒体による保管でも差し支えありません。

Ⅲ 評価の組織と方法等

Q103 法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 当該委員会の会議資料は原則として公開しますが、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると委員長が判断した場合については、この限りではありません。

また、議事要旨についてもウェブサイトに掲載することにより公開しますが、上記と同様の理由により、公開することができない部分があります。

Q104 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

A 機構では、法科大学院を置く大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施することとしています。そのため、原則として各法科大学院を置く大学の実施希望年度に評価を実施することとしています。

なお、機構の評価事業運営の参考のために、法科大学院を置く大学に、毎年度4月上旬に翌年度以降の申請の有無の意向を照会していますので、ご協力願います。

Q105 評価結果の公表の際は、評価基準に適合しているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。

A 評価結果の公表の際は、評価基準に適合しているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠理由、対象法科大学院の特に重要と思われる点についてまとめたものを評価報告書として公表することとしています。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」（38ページ）及び「評価実施手引書」（24ページ）に掲載していますので、参照してください。

Q106 評価基準に適合していないと判断された場合には、必ず追評価を受けなければならないのか。

A 機構の評価を受けるかどうかは、各法科大学院を置く大学の判断で決定することであり、これは追評価に関しても同様です。評価基準に適合していないとの判断を受けたからといって、必ず追評価を受けなければならないわけではありません。

Q107 評価結果を公表する際には、法科大学院をランク付け公表するのか。

A 機構の評価は、あくまでも対象法科大学院の目的を踏まえて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行うものであり、評価を受けた法科大学院をランク付けするものではありません。

なお、具体的な公表内容についてはQ105を参照してください。

Q108 教員組織調査はどのような視点から調査されるのか。

A 教員組織調査は、対象となる教員について、教育者としての資質を調査するのではなく、当該教員が担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているかについて調査を行います。

なお、判断の基準の詳細については、説明会で使用した資料を機構ウェブサイトに掲載していますので、それを参照してください。

Q109 本評価の際に複数の基準を満たしておらず、各基準の判断結果を総合的に考慮して、評価基準に適合していないと判断された場合、本評価実施年度の翌年度、翌々年度の2カ年度に評価の対象となる基準を分けて追評価を受けることは可能か。

A 本評価において複数の基準を満たしておらず、各基準の判断結果を総合的に考慮して、評価基準に適合していないと判断された場合、追評価では、本評価で満たしていないと判断された基準すべてについて満たしているかどうかの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行います。したがって、評価の対象となる基準を本評価実施年度の翌年度、翌々年度の2カ年度に分けて追評価を受けることはできません。

Q110 追評価の対象となる評価基準は、先の実施年度か、それとも、追評価実施年度か。

A 追評価は、原則として、本評価を実施した年度の評価基準により実施します。

ただし、専門職大学院設置基準やその他の法令の改正など特段の事由がある場合には、必要に応じてそれらを考慮した上で追評価を実施します。

Q111 「法科大学院年次報告書」を提出しなければならない理由を説明願いたい。

A 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第4条第3項において、認証評価機関は、「当該認証評価の対象となった法科大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該法科大学院の第1項第1号に掲げる事項について重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること」とされています。

このため、機構の認証評価を受けた法科大学院が次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間の法科大学院の教育活動等の質の保証を図る観点から、機構の評価を受けた法科大学院の重点基準に係る事項に重要な変更があるか否かを把握し、必要に応じ、既に公表した評価結果に当該変更事項を付記するなどの措置を講ずるため、「法科大学院年次報告書」（以下「年次報告書」という。）の様式を用いてその状況について機構に提出を求めることとしています。

Q112 「法科大学院年次報告書」とは具体的にどのようなものか。

A 「年次報告書」は、重点基準に係る状況について記述する様式となっており、具体的には、法科大学院の「教員組織」、「教育課程及び教育方法」、「成績評価及び課程の修了」、「入学者選抜」、「修了者の進路及び活動状況」、「自己点検及び評価」について記入してください。

「年次報告書」の様式については、「法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領」に掲載しているほか、機構のウェブサイトに様式のデータを掲載していますので、利用してください。

Q113 年次報告書について、適格認定を受けられなかった場合も提出するのか。

A Q111のとおり、機構の認証評価を受けた法科大学院について、次の認証評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間の法科大学院の教育活動等の質の保証を図る観点から、機構の評価を受けたすべての法科大学院は年次報告書を提出することが必要となります。

Q114 年次報告書を提出した後、重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受けた場合に、速やかに改善を行わなければ何らかの制裁措置が講じられるのか。また、どのように社会に公表されるのか。

A 当該通知は、あくまでも重点基準を満たさない「おそれ」があるとの判断を通知したものであり、改善を行わないことにより制裁措置を講じるというものではありません。ただし、次の評価の際に、当該基準を満たしていないと判断される可能性が高いことから、速やかに改善を図る必要があると考えられます。

また、「重点基準を満たさないおそれがある」旨そのものは公表しませんが、その判断に至った根拠となる教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化については、既に公表した評価の結果に変更内容を付記することとなります。

Q115 次の評価を受けるまでの間提出していた年次報告書について、一度も重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受けなかった場合、次の評価では、重点基準については基準を満たしていると判断されるということか。

A 評価は、評価実施前年度までに提出された年次報告書の内容に関わらず、また、年次報告書に記載された範囲に限らず、基準及び解釈指針に関わる評価実施年度の教育活動等の状況を対象に調査を行うことから、次の評価を受けるまでの間に提出していただいた年次報告書において重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受けていなかったからといって、必ずしも次の評価においてすべての重点基準を満たしているという判断がなされるわけではありません。

Ⅳ 自己評価書の作成

Q116 機構の評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

A 機構の評価を受けようとする法科大学院は、評価実施年度の6月末までに自己評価書等を提出していただくこととしていますので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。評価に必要な根拠となる資料等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもありますので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

Q117 評価の申請を行った大学が、提出期限より前に、機構に自己評価書等を仮提出した場合、内容を確認してもらうことは可能か。

A 評価の公正性への配慮から自己評価書等の仮提出は受付けていませんが、自己評価書等の作成に当たってご質問等がある場合には、機構事務局までお問い合わせください。

Q118 法科大学院の「目的」は、どのくらい具体的に書けばよいのか。

A 機構の評価は各法科大学院の「目的」を踏まえて実施することから、機構の評価担当者は第三者の視点で、「目的」に記載されていることを通じて対象法科大学院の個性や特色を把握しますので、そのことに留意の上、具体的に記載していただくことが求められます。

また、自己評価書に記載された「目的」は、原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので、字数制限の範囲内及び指定されたフォントで記載してください。

Q119 教員組織調査に係る提出資料について、「資料4 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果（判定P可）を得た授業科目の概要が分かる資料」とあるが、当該法科大学院に採用される以前に、他の法科大学院において教員審査の結果（判定P可）を得ている場合、資料4を提出する必要があるのか。

A 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果（判定P可）を得ていることを、「資料1：教員組織調査対象教員一覧」の備考欄に記入する場合は、判定結果を得た授業科目の概要がわかる資料（シラバス）を、資料4として提出してください。

Q120 期末試験等の試験問題や答案の提出を求められることはあるのか。

A 評価においては、成績評価について、適切な成績評価基準が設定されているか、学期末試験等の試験問題の内容が法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準、内容

であるか、成績評価基準に基づいて厳格な成績評価が実施されているかなどを分析・確認するために、対象法科大学院に対して、シラバス、開講した授業科目の成績分布データ、成績評価基準、指定した授業科目の期末試験問題の提出を求め、訪問調査において、その試験問題に対する答案を分析・確認します。また、期末試験以外の小テストやレポート等についても、それらの割合の合計が成績評価において3割程度以上の考慮要素となっている場合には必要に応じて提出を求めることとしています。

なお、成績評価については年度を通じた取組を確認する必要があることから答案等については、評価実施前年度分を確認することを基本とし、評価実施年度にカリキュラムの変更などにより成績評価基準が変更された場合などは、必要に応じて当該年度に実施されている試験の答案等を確認することとしています。

Q121 自己評価書の「基準に係る状況」は、現在の活動状況を、解釈指針の内容を踏まえて分析し、記述することとされているが、具体的にはどのように記述すればよいのか。

A 「基準に係る状況」は、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述してください。その際、「基準に係る状況」の記述において、解釈指針との対応が明確になるよう解釈指針ごとに整理して記述するなど工夫してください。また、基準及び解釈指針に定める内容が、どのような取組や措置等として実施されているかなどを具体的かつ明確に記述してください。

ただし、用語の定義をしている解釈指針については、「基準に係る状況」において記述する必要はありません。

Q122 基準に係る状況については、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）。

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 評価は、原則として、現在の状況（カリキュラムについては、評価実施年度の入学者に適用されるもの）を対象として行うものであることから、基準に係る状況については当該評価実施年度6月末までの間の自己評価の結果を記述するものとしています。

ただし、評価項目や各法科大学院の状況等に応じて必要があれば、過去の経緯や状況なども含めて記述してください。その場合にどの程度までさかのぼるかについては一概には言えないため、事情に応じて各法科大学院の判断で記述してください。

なお、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等については、原則として、評価の対象とはなりません。

Q123 自己評価の根拠となる資料・データ等については、本文中に記載又は別添として提出することになっているが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。

A 機構の評価においては、第三者の立場から、自己評価書に記述された状況について、根拠となる資料・データ等により確認・分析しますので、根拠となる資料・データ等は、

自己評価書に記述された状況が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。

なお、評価において、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。

Q124 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているが、かなり多くの資料を貼付してもかまわないのか。

A 不必要に多数の資料が貼付されたり、別添で提出されたりすると、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響が出ることも考えられますので、根拠となる資料・データ等は大量になりすぎることのないようご協力ください。なお、分析のために、書面調査段階で必要不可欠と考えられる資料等が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることもあります。

また、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への貼付又は別添での提出が不適切である資料等は、例示として提出可能な範囲を自己評価書に貼付し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えることが可能です。

Q125 自己評価書の電子媒体を提出する際、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンングで自己評価書の電子媒体に貼り付けなければならないのか。

A 根拠となる資料・データ等については、自己評価書の本文に貼付するか、又は別添として提出することになっていますので、紙媒体でしか存在しない資料等でスキャンングで転載することが難しい資料等は、自己評価書の本文に貼付する必要はなく、別添として紙媒体で提出することが可能です。

なお、紙媒体で自己評価書に別添として提出する資料・データ等は、用紙を折り込んだりするなど、A4サイズの様式内に収めてください。

Q126 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を貼付する箇所が複数になる場合には、どのように貼付すべきか。

A 同じ根拠資料・データ等を各々の箇所に貼付する必要はなく、例えば資料を前掲している場合は、「〇〇の資料（△△ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かるようにしてください。また、根拠資料・データ等を別添にする際にも、自己評価書の本文中の関連する箇所すべてに、「資料〇〇の△△ページ参照」と明記するなど、どの部分が根拠となるのかが分かるようにしてください。

Q127 自己評価書に記述されたすべての取組や活動が、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

A 評価においては、各基準を満たしているか否かを判断するために、自己評価書に記述された取組や活動など、すべての内容について基準ごとに分析・調査を行います。

ただし、評価報告書においては、評価基準に適合しているかどうか、基準を満たして

いるかどうかの判断結果及びその根拠理由を記述するとともに、法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を「指摘事項」として抽出し、記述しますので、自己評価を行った取組や活動すべてについて、評価報告書において記述されるとは限りません。

なお、訪問調査等で知り得たことによって、自己評価書に記述されていない取組や活動が評価報告書に記述されることもあり得ます。

V その他

Q128 評価の検証はどのように行われているのか。

A 機構は、認証評価を透明性の高い開かれた評価とするために、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえつつ、常に評価の在り方について検証し、必要な改善を図ることとしています。

このため、毎年度の評価終了後に評価担当者や対象法科大学院にアンケートを実施しています。これらのアンケート等に基づき、評価の有効性、適切性についての検証を実施し、評価の内容、方法等の改善に役立てています。

また、その検証結果は「検証結果報告書」としてとりまとめ、機構ウェブサイトにおいて公表しています。

Q129 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、説明願いたい。

A 大学機関別認証評価は学校教育法第109条第2項に基づき実施されるものであり、一方、法科大学院認証評価は同法第109条第3項に基づき実施されるものです。したがって、認証評価機関としての認証は別に行われるとともに、評価基準等は各々別に定められており、両者は基本的に別の制度・考え方に基づく評価です。

Q130 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいのか。

A 自己評価担当者等に対する研修においては、自己評価書の作成等に関して説明を行っています。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、自己評価業務を統括する方や、自己評価書の執筆を担当する方等の参加を想定しています。上記の研修の目的に鑑み、参加者の選定に関しては、各法科大学院の判断で最もふさわしい方を選んでください。

Q131 自己評価担当者等に対する研修に、機構に評価の申請を行っていない法科大学院も参加することができるのか。

A 自己評価担当者等に対する研修は、主として、機構に評価の申請を行った法科大学院を対象としていますが、申請を行っていない法科大学院についても、希望があれば参加可能です。

Q132 「自己評価実施要項」において、「専門委員は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、」とあるが、大学は必ず推薦しなければならないのか。また、推薦しなかった場合、不利益を受けることがあるのか。

A 機構は、「新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため」（中教審答申）という法科大学院認証評価制度の目的を達成するため、「ピア・レビュー

ーを中心とした評価」を基本的な方針の1つとして掲げ、評価を実施しています。そのためには、各大学及び関係団体等のご理解とご協力が大変重要となります。評価担当者の推薦についても、できる限りご協力をお願いいたします。もっとも、推薦しなかった場合にも不利益を受けることはありません。

Q133 評価部会はどのような構成なのか。

A 評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会を設置し、その下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、評価担当者として、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。評価担当者は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、機構の運営委員会等の議を経て決定します。ただし、評価を受ける法科大学院に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

Q134 評価担当者に対する研修はどのような内容で実施されるのか。また、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関が負担するのか。

A 評価担当者に対する研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施します。

研修に伴う旅費や宿泊費については、機構が委嘱している委員であるため、機構が負担することとしています。

Q135 評価実施手引書において、機構における基準ごとの分析・調査の際に、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとあるが、判断保留のまま、評価結果が確定するのか。

A 「判断保留」とは、書面調査の段階で行われる判断であり、「判断保留」となっている基準等については、原則として、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により分析・調査を行い、機構が評価結果（案）を対象法科大学院へ通知する段階までに、各基準を満たしているか否かの判断を行います。その上で、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断しますので、各基準について判断保留のまま評価結果を確定することはありません。

Q136 「自己評価実施要項」の「Ⅳ 評価の実施方法」の「（２）評価方法」に記載されている、訪問調査において確認する「書面調査では確認することのできなかった事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で収集することを想定しているのか。

A 「書面調査では確認することのできなかった事項等」とは、実際に現地に行かなければ確認できない内容（教育現場の視察や学習環境の状況調査、外部に持ち出すことが適当でない資料・データ等）を指しています。

また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、機構が評価を実施する上で、法科大学院における自己評価で根拠とされた資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める資料・データのほか、ウェブサイトや刊行物等、一般に公表されている資料・データ等を指しています。

Q137 修了者が訪問調査時の面談に出席するために必要な旅費等の経費は、各法科大学院が負担するのか。

A 訪問調査における各面談対象者の旅費等の経費については、対象法科大学院でご負担願います。